

第 11 日目 (3 月 12 日)

議 長 (若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、福祉保健部長、葬儀のため欠席の届が出ております。これを許します。

議 長 本日の日程は初日に配付のとおりといたします。

ここで、総務部長から発言を求められていますのでこれを許します。

(午前 9 時 30 分)

総務部長 大変恐縮でございますけれども、議案の差しかえをここでお願い申し上げるところでございます。一昨日、お手元に丸正の第 24 号議案 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の議案を配付申し上げたところでございますが、提案内容に一部誤謬がありましたのでおわびを申し上げ、ここに差しかえをさせていただきたいものでございます。

内容でございますが、本件条例の根拠であります地方自治法第 100 条に改正がございまして、引用条項に項ずれを起こしていることが判明いたしましたので、その部分の改正をあわせてお願いするものでございます。ご審議の際は丸正の表示のあるものをご覧いただきますようお願いを申し上げます。

初日に続きましてご迷惑をおかけしてまことに申しわけありません。何とぞご容赦いただきますようお願いをいたします。以上であります。

議 長 日程第 1、第 24 号議案 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 第 24 号議案 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。今ほどお願いをいたしました丸正の表示のある議案をお願いいたします。

この条例は地方自治法第 100 条の規定に基づきまして市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部を政務調査費として交付することを定めた条例でございます。第 1 条の改正は自治法改正によりまして、引用条文に項ずれが起きておりますので、その部分を改めさせていただきたいものでございます。第 100 条第 13 項及び第 14 項を、第 100 条第 14 項及び第 15 項に改めるものでございます。

3 条の規定は、交付額の規定でございますが、平成 20 年 12 月 5 日議会から執行部に対する要望事項の一つとして改善の要望を賜ったものでございます。現行月額 5,000 円を月額 10,000 万円に改めさせていただき、年額 60,000 円から年額 120,000 円としたいものでございます。

附則でございますが、この改正条例の施行日は交付の日から施行させていただき、第 3 条

1項並びに2項の改正規定は平成22年4月1日とさせていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

中沢一博君 政務調査の金額をということで、私も議会に入ったとき県下的にもなぜこんなに少ない金額なのだろうということ、一番最初に問いかけた部分の一人として思っているのですけれども、そこで、ちょっと市長にお聞きしたいのですけれども、私は政務調査費を上げていただくということはすごくそれに関しては云々ですけれども、政務調査というのはやはり本来ならば政務調査をして、そしてそれを市政に反映するというそういう思いがすごくあるというふうには私は思っております。その中で最近、自分たちの表現をしようというか、市政の広報という部分に関してするということはいいのですけれども、自分たちの自己主張というような部分で考えられる部分も多々あるよう感じを見受けているとちょっと私は感じるのです。その点市長としてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

市 長 読んで字のごとし政務調査でありますので、やはり原則的には 私の考えです。ただ、いろいろ判例等も見ますと、広報的な部分が全く間違いであるということではありませんけれども、政務調査という名の下からすれば、当然やはり議員の皆さん方がそれぞれ市政に関する事項も含めた調査をしていただいて、その結果を市政に反映をすると。これが第一義的だというふうに感じております。

議 長 ほかにございませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第24号議案 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2、第25号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 第25号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてご説明を

申し上げます。この条例は各地域で地域コミュニティ活性化の施策として平成19年からパイロット事業に取り組み、ハード、ソフトの交付金により自立的な地区活動を進めてきていただいているとでございますけれども、平成21年度から各地区の活動の拠点として地区センターを設けることとさせていただいた条例でございます。

今般、浦佐地区について地区協議会のご要望により、浦佐地区センターを議案に記載のように南魚沼市広域働く婦人の家から南魚沼市雪国おくにじまん会館に変更したいという申出がございましたので、ここで条例を改正させていただきたいものでございます。2条の表、大和地域の部、浦佐地区センターの項を、記載のように改めさせていただきたいものでございます。

附則でございますが、この改正条例の施行日は平成22年4月1日とさせていただきたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 今の説明でちょっと理由についてもう少しお聞きしたいのですが。旧大和地域では、大崎であると農業会館、東であると開発センターには管理人がおるわけでありませんが、そういった施設をセンターとしているわけです。浦佐については働く婦人の家は多分、土改さんが管理されているかと思うのですけれども、働く婦人の家はどうかたちなのか。また、そういった管理者というような者を地区センターに置くようであるならば、というあたりがちょっと説明がなかったのでお聞きしたいのですが。

それとまた、施設等もそういうかたちでそういう施設が入られるようにはなっているのかどうか。その辺、結局改装等が伴うやに思いますけれども、またそういった説明もいただければありがたいなと思っています。

総務部長 地区センターにつきましては、先ほどちょっと触れましたが21年3月に定例会で地区センター設置条例を定めさせていただきまして、この中で事務長さんを置くというようなかたちにさせていただいています。ですので、それは地区協議会の中の事務長さんということで、その方が施設の管理もお願いをするということですので、従前の公の建物を管理委託していたということとちょっと違います。地域協議会の中で、そこを活動してもらうためにそこも管理していただく、というような条例の建前になっておりますので、それで管理をしていただくということになります。

それから改装につきましては補正の方で、若干改装が必要ですのでお金を見させていただいております。それから働く婦人の家の方につきましては、土地改良さんがいらっしゃるとかその辺でやはりちょっと使いづらい部分があったということで、おくにじまん会館の方がいいというお申出だったというふうに思っております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第25号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第26号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それでは、第26号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

現在、南魚沼市の病院事業は地方公営企業法の規定から、法の一部、これは財務規定等でございますが適用されております。これを平成22年度から法の全部を適用することとする条例の一部改正を提案するものでございます。

地方公営企業法の全部を病院事業に適用するという事は、全国的な医師不足、看護師不足の中で、医師、看護師の確保や経営の健全化を図る面等から有効であります、というふうに考えているからでございます。開設者である市長から病院事業管理者へ権限を委譲し、迅速な意思決定と事業効率の向上を図り、病院事業のより一層の充実を目指すものでございます。

この改正のポイントとしましては二つございまして、一つは法の全部適用 第3条でございますが と病院事業管理者を置くことによる組織の規定第4条でございます。現行条例第3条の料金の改定につきましては、別に市立病院等の使用料及び手数料条例として、このあと第29号議案で提案をさせていただくこととしております。また、本条例の一部改正に伴いまして、南魚沼市立病院医師住宅等管理条例、南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例、南魚沼市薬用植物健康館条例、南魚沼市企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例に関する字句の修正及び整合を図る必要が生じますので、その各々4本の条例について一部改正を提案させていただくものでございます。

それでは5ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第1条は略でございます。第2条でございますが、これは別表1のとおりというのを別表のとおりとすることで、別表2というのがなくなりますので、1をとって別表のとおりということでございます。それから4項 病院等の管理運営の事務云々と書いてございますが、これは病院事業の組織規定を作成させていただきまして、その組織規定の中で改めるということで、ここでは削らせてい

いただきました。それから5項を4項に繰り上げるということでございます。

それから3条の関係でございますが、現行では料金ということになっておりますけれども、これは先ほど申し上げましたように第29号議案の方で規定をさせていただきますので、ここでは3条を法の適用というかたちで新たに設置をさせていただきます。ここは一つのポイントでございますが、そこにいろいろと地方公営企業法の第2条第3項とか、三つの法とそれから施行令がございます。一つは地方公営企業法の施行令第1条第1項というのがございますが、これは財務規定等は地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用するというところでございますし、地方公営企業法の第2条第3項では、この法律の規定の全部または一部を適用することができるという規定になってございます。第2条第2項 これでは財務規定等が適用される病院事業については、条例で定めることによって財務規定等を除く法の適用を条例で定める日から適用することができるということでございます。

ちょっとややこしいのですが、水道とか鉄道とかそういったものについては全部適用しなさいということになっております。それから病院はすることができる規定になっておりますし、それを条例で定めることによって、病院事業を全部適用にすることができるということで、ここに3条を加えさせていただきました。

めくっていただきまして、第4条 組織でございます。法第14条の規定により、病院事業の管理者の権限に属する事務を処理するために病院等を置く。これは管理者を置くという。それで管理者に開設者が権限をゆだねるということでございます。この4条を新たに加えたということでございます。

それから5条、6条、7条というのが4条、5条、6条の現行を1条ずつ、4条が入ったために繰り下げることでございます。それから第7条が第8条になるわけでございますが、それは字句の修正といいますか、「市長は」というものが現行でございましたが、それを「管理者は」ということで、それぞれ作って今度、管理者に提出しなければならないというようなことで字句を修正させていただいております。それから括弧3についても、「市長が」「管理者が」ということで、それから3項についても「市長」「管理者」の字句の修正でございます。

それから現行の8条、それから現行の9条。これも管理者は別に定めるということで、現行は規定で定めておったのを管理者が別に定めるということでございます。それから別表第1というのが、先ほど言いましたけれども別表第2がなくなりますので、別表というかたちに変えさせていただきます。それから別表第2、その下に、現行の方の一番下の方に別表第2 3条関係というものがございますが、これは削るということで、先ほど申し上げましたように29号議案の別表の方であげさせていただきます。

はぐっていただきまして、今度は関連する4本の条例について、字句の修正ですとか整合性を持たせるとか、そういった意味でこの条例を通じて変えさせていただくというものでございます。

附則の第3項関係で南魚沼市立病院医師住宅等管理条例の新旧対照表でございますが、こ

れは字句の修正でございます。それからそのずっと下にいきますと、一番下のページの下でございますが、第16条及び第17条が略でございますして、様式第1号から様式第5号まで略ということですが、これは削る。様式は今度は規定の方で定めさせていただきたいと思っております。

それからその下の附則第4項関係の南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例新旧対照表がございますが、これはそこにアンダーラインがございますけれども、財務規定。南魚沼市病院事業財務規定の定めるところによりということでございますして、別に財務規定を定めますので、そこで処理しますので変えさせていただいたということでございます。それからその下の附則第5項関係 南魚沼市薬用植物健康館条例新旧対照表でございますが、これは中身の整合性を図るという意味で、規則で定めるというのを病院事業管理者が別に定める、というふうに字句を修正させていただくものでございます。

それから一番下の附則第6項関係 南魚沼市企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例新旧対照表がございますが。これは今まである現行では、南魚沼市企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例というのがございまして、これは全部適用の水道事業職員にしか適用されておらなかったわけですが、ここで病院事業も今度全適用になりますと二つ入る、今まで企業職員の、ということになりますと両方入るようなおそれがありますので、病院の方では南魚沼市病院事業職員の給与の種類云々というかたちに、病院事業のということで明示をさせていただきまして。したがって企業職員のということ、ここで南魚沼市水道事業職員の給与の云々ということに表題を改めるということでございます。

施行の日がありますが、附則の2ページをご覧いただきたいのですが、施行期日。この条例は平成22年4月1日から施行するということでございますし、2項に書いてございますのは施行までの間の経過措置を書いてございます。3項、4項、5項、6項は今ほどご説明申し上げたとおりでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

腰越 晃君 ただいまの説明について2～3お聞かせください。全部適用になってきますと、今の大和病院の中において市の一般職員それからあと病院職員と並存するかたちになるかと思うのですが。この全部適用によって例えば病院の従業員は労働組合を結成することができることになると思うのですが。まず、病院職員と一般職員はどのくらいおられるのか。それから給与等についても、そういった条件についても労働組合等が結成されれば、そこでの交渉というのが前提に入ってくるのではないかなというように考えるわけです。今現在の状況、職員それぞれの人数の状況であるとか、あるいは給与決定過程についての動向について動きがあればお聞かせください。

大和病院事務長 私どもの方でちょっとまとめたものがありますので、一つは職員の数ということですが。医師は別ですが大きく三つに分けてございます。というのは事務と業務ということで分けてありますが、それともう一つはコメディカルといいまして看護師を除く

医療従事者といえますか。それから看護師と、その三つに分けてあります。平成22年の4月1日の、これは年代別にも分けてあるのですが、事務と業務では20人です。それからコメディカル 例えばレントゲン技師だとか検査技師だとか歯科衛生士だとかそういう人たちは55名です。それから看護職は127名。合わせて202名です。

それからもう一つは、議員おっしゃるように見通しということもありますので、これを20代、30代、40代、50代でそれぞれ分けてありまして、それでこれから5年後はどういうふうに年齢構成が推移するのか、10年後はどうなのか。10年後までしか見ておりません。それによってもう一つは年齢構成が推移する。一つは60歳が定年ですので、60で辞めたときに20代の人、25ぐらいの人が入って来るというようなことで、お金の流れ、シミュレーションはしてございます。

それを見ても一つは、このままでいきますと24年度くらいが一番年齢的といえますか、今の給与体系でいくと給与がかさむというかたちになりますし、事務とそれからコメディカルの部分につきましては、10年ぐらいすると大分、この前委員会などで申し上げたように、一つのかたまりがずれていくわけですので変わってくるなという見方をしております。

それからもう一つ、給与の決め方でしたか決定でしたっけ。一つは、この前も申し上げたのですが、今回は特に全部適用になるようにスムーズに移行できるようにということで、必要な部分をきちんとやはり条例でお願いをするということをごさいますて、それから例えば医師の5分の4常勤ですとか、看護師の選択制の問題ですとか。それから事務のプロパー化というのはどうかあれですけれども、そういったものが徐々に、また例えば中でよく打合せをしたり調査をしたりしながら、病院事業の運営といえますか遂行がしやすいようなかたちに徐々にもっていきたいと考えております。そういった部分というのは、例えば22年度の6月、9月、そういう議会の中で提案をさせていただこうかなと思っております。以上です。

腰越 晃君 ちょっと今、細かく職員の職種による区分、人数等をお聞かせ願ったのですが、いわゆる大和病院という職員、それから中には市の方から来ている職員も、これからは混在することになると思うのです。そういう中でやはり労働条件も場合によっては変わってくるかもしれない。そういうことを考えると、病院運営、経営、やはりしっかりしたものにしていく上で支障があっては困るなと思って今、そういう思いから質問しているのですけれども。

全部適用になることによってそういう並存する二つの職員層、これの勤務条件等決定過程というのは全く違ってくると思うのです。そういうことはあり得ないのでしょうか。今現状では、そういうところを心配しているもので私は質問しているのですが、全く問題がないということであればそれでいいのですが。

大和病院事務長 例えば4月からすぐに、これは全部適用になっても条例主義です。条例で全部お願いをしてそれで決定させていただくというのが基本ですので、給与の部分だとかそういったものは当然、変える場合は提案をさせていただきます。ただ、一つは今すぐにどうするこうするという、人事院勧告の中で今、給与は決まっているわけですので、その給

与の勧告があればというかたちで考えております。ただ、将来ずっとということになりますと、またそればかりがいいということではないかもわかりませんが。

一つ私どもが考えているのがちょっと観念的な部分になるかもわかりませんが、こんな話がありました。職業を選択するとき、ある人は職業というのは手段であるという考え方あります。ある人は職業は目的であるという考え方を聞いたことがあります。手段というのは、もちろん生活するための手段であったり、あるいは家族を養うためですとかそういうふうなことですし、目的というのは例えば消防士になって治安を守るのだと、警察になって治安を守るとか、あるいは医師になって人の命を救うとかということだと思えます。それはその選ぶときの環境もありますし、それからもう一つはやはりその途中で変わっていく場合もありますし、それからいろいろあります。

それがどちらがいいなんてことは言いませんが、一つはある部分の賃金はやはり確保しないと優秀な人材は集まりません。そういう部分を提供することもできません。逆に言うところある部分では、そういうやはり医療というのは生命を預かるわけですので、そういう目的意識もかなり持っていってもらわなければいけないと思っています。公営企業法の全部適用になるということは、そういうことをやはり現場で検討したり研究したり、いい医療を提供するため、あるいは医師を確保するため、看護師を確保するため、あるいは一つは経営状況を改善するため。そういう目的あるわけですので、これからいろいろな部分で詰めたり、いい方法を考えてまいりたいと思います。今、全部ここで決まっているというわけではございませんが、基本的にはそんなふう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

佐藤 剛君 1点だけちょっと確認したいと思います。全適につきましては、今の質疑の中のものがクリアされれば、私は地域の医療を守るためにこれがいいというふうな選択ですので、私は頑張りたいと基本的には思います。一つ確認したいのは6ページの4条ですけれども、この条文なかなかわかりづらいといいますが、管理者の権限に属する事務を処理するため、病院等を置くと。よくよく読んでみると内容はわかったのですけれども。病院等ですよね。「等」としておくということは、私が単純に考えると病院と診療所ぐらいしかないかなというふうに思うのですけれども。病院、診療所というふうにしておかないで病院等というふうにしておくということは、そこら辺が、出たり入ったり加わったり、そういうのがいろいろあってもいいようにしておくのか。

逆に言えばそういういろいろ出入りが、例えば分かりやすくいえば病院と、今、診療所も全適の方を考えているのだと思うのですけれども、病院と診療所を全適にするのであれば、病院、診療所を置くとすれば非常にわかりいいし。だけれども、例えば病院だけ先々残って、診療所が例えば民間の方へ委託になったとか。そういうふうになったとしても条例には今度関係なくなるのですよね、病院等というふうにしておく。そこら辺がちょっと、あんまりぼやんとおいていいのか悪いのかという、その辺がちょっと心配ですけれども。

大和病院事務長 これは私がよく説明すればよかったのですが、もと条例、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例、この第1条2項の中に「病院事業を行う病院及び診療所、以

下病院等という」というものがありますので、それと同じように病院、要するに条例のつくり方ということで解釈をいただければいいと思います。

山田 勝君 宮永院長がこうやって一生懸命、医者確保とかそういうのに向かっているその意気込みで非常にいいことかと思えます。ちょっと、改正する条例の第3条などを読むと、非常にわかりづらいですね。それで企業会計、公営企業法とかそういうのを読み返してみるのですけれども、そこで単純に伺います。3条の3行目の財務規定等を除く。「等」これについてちょっと説明をお願いしたいことと、それからもう1点。条例というのは基本的に行政内部だけがわかればいいのかという認識で条文をつくられているのか。最近、新しいよその自治体の条例を見ると、ですます調とか、非常に市民にわかりやすい条文を書いているのです。これだと多分読み解ける人は数パーセントもいないのではないかと思うのですが、条例の条文に対する市のこれからのというか今の考え方について伺いたいと思います。

大和病院事務長 それでは前段の部分を私の方で。これは地方公営企業法の施行令の中に、こちらにも条文が書いてありますが、もと法令が財務規定等を除く法の規定を、という表現でございますので、やはり親になる法令にあわせて字句を決定しなければいけないということです。私もよくごっちゃになったりしましたけれども、非常にわかりにくいのですが、こういう表現ということでやむを得ない。ご理解をいただきたいと思えます。

総務部長 条例の制定でございますけれども、もちろん市民の皆さまにわかりやすくつくるとことは大前提でございますが、やはり条例といいますが法制執務といいますが、統一性の部分がございますので、ごくかみ砕いてというわけにはなかなかいかないというのは、ご理解をいただけるのかなというふうに思います。私どもも例えば字句につきましては大分、前から見れば、例えば多岐のうちの「一」というが「いずれか」になりましたり、非常に昔から比べれば大分やわらかくなってはいると思っておりますが、先ほど申し上げましたように統一化とそういう部分がございますので、いわゆる口語体に近いような書き方というのはちょっとできないというような状態はあります。中でもわかりやすさは心がけてまいりつもりでございます。以上です。

山田 勝君 同じことですが、例えば先ほど佐藤議員が言いましたよね。6ページの第4条、病院事業の管理者の権限に属する事務を処理するために病院等を置く。普通読むと、これは確かに公営企業法にそのような書き方をされているのはわかります。ですが、それを条例に落とした段階は、やはりそれしか表現ができないのですかね。本末転倒のような読まれ方をするかと思うのです。もう少しやはりこれからは市民にわかりやすい表現にすべきだと思いますが、そういった考えはできないでしょうか。

総務部長 先ほども申し上げましたが、一定のルールでやっているということとはご理解をいただかないといけないかなと思っておりますし、申し上げましたようにわかりやすいように書くということは努めてまいるところでございます。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第26号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

市長 今、この条例をお認めいただきましたので、私の方から皆さんに今回はお願いですけれども、宮永院長を事業管理者にしようということでありますけれども、本来でありますと事業管理者は議会にはすべて出席をするということであります。しかし、職業柄そういう部分ができ得ないということもございます。とにかく重要案件については当然出席してもらうようにしますけれども、一般的な部分については事務長等で代理ということがこれから多々あるかと思いますので、前もって皆さん方をお願いをしておきますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第4、第27号議案 南魚沼市立病院名誉院長条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それでは、第27号議案 南魚沼市立病院名誉院長条例の制定について、提案理由を申し上げます。現在、ゆきぐに大和病院の名誉院長に関しましては、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の中で第3条の2で規定されております。先ほどご決定を賜りましたとおり、南魚沼市病院事業が平成22年度から地方公営企業法の全部適用に移行されることに伴いまして、地方公営企業法第7条の規定によりまして病院事業管理者が設置されることとなります。病院事業管理者は公営企業法の規定第9条により、職員の任免等を担任することになりますので、現行規定から新たに南魚沼市立病院の名誉院長条例として制定をお願いするものでございます。昨今の大きくかつ早い医療環境、医療情勢の変化の中で名誉院長の助言をいただきながら、間違いのない市立病院等の運営を行ってまいりたいと考えております。内容につきましては、現行の規定と大きく変わるところはございません。それでは1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条は設置。第2条は任用。ここにこういう人の中から、ということが書いてございます。第3条は任用期間。2年でございます。第4条は身分ということで特別職の職員にするということでございます。第5条、名誉院長の職務等でございますが、院長を補佐し、ということでございます。第6条は報酬、月額50万円とするということでございます。それから2項では支払時期だとかそういったものが書いてございます。第7条その他。これは必要

な事項は別に定めるといふこととさせていただきます。

附則、施行期日でございますが、22年4月1日から施行するといふこととさせていただきます。それからそれに関連しまして、附則の2項の中で南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正といふことで、この中で第3条の2の中に名誉院長条例の項が入っておりますので、ここを削らせていただくといふものでございます。説明は以上でございます。それではよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第27号議案 南魚沼市立病院名誉院長条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第28号議案 南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それでは、第28号議案 南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

南魚沼市病院事業管理者が設置されることに伴い、管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規定を設けるものでございます。管理者の給料月額は水道事業管理者と同額の55万8,000円とし、基本的内容につきましても水道事業管理者と同様となっております。ただし、事業管理者が医師の場合は、経営責任といふことにあわせて診療責任も負うといふ立場にございますので、現行の医師の給与に関する規定と同様の内容とさせていただきます。それでは条例をご覧いただきたいと思ひます。

第1条が趣旨でございます。第2条が給料の種類といふことで、1項では普通の、医師でない場合、2項の場合は管理者が医師である場合は、といふこととさせていただきます。第3条は給料で55万8,000円。ただし書きの中で医師の場合を規定してさせていただきます。第4条は給与の支払い方法及び手当の額でございます。それから第5条が期末手当の支給制限及び一時差し止めといふこととございまして、これは懲戒免職の処分を受けた場合はどうか、ある

いは地方公務員の欠格条項によって失職した場合はどうか、そういう特別な条例についても管理者について準用するというところでございます。それから第6条が旅費の関係。第7条が勤務時間その他の勤務条件ということで、市長部局の一般職の職員の例によるということでございます。

附則としましてこの条例は22年4月1日から施行するというところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第28号議案 南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第29号議案 南魚沼市立病院等の使用料及び手数料条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それでは、第29号議案 南魚沼市立病院等の使用料及び手数料条例の制定について、提案理由を申し上げます。

現行では南魚沼市病院事業の設置等に関する条例第3条、先ほど申し上げましたが、3条の中に病院等の料金として診療・診察等に伴う費用の徴収等にかかる規定を設けておりましたが、平成22年度から全部適用されることになりましたので、市立病院等の使用料及び手数料条例として定めるものでございます。使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法、これは厚生労働省の告示等によるものでございますので、内容につきましては現行の規定と基本的に変わることはありません。

それでは条例の方の第1条をご覧くださいと思います。ここに趣旨が書いてございます。第2条はそこに書いてございますが、額はこうやって決めるという診療報酬の算定方法ですとか、それから入院時食事療法等に関する云々というのがございますが、これは医療保険の中の規定でございます。それからその下に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に

関する基準、あるいはその次の指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準、その次の指定施設サービス等に関する費用の額の算定に関する基準、これは介護保険の中で支払われる決め方でございます。それとその次に、または別表の左欄に、というのがございますが、後のほうを見ていただきますと別表（第2条関係）がございますが、その中に療養の種類ということで、そこに労基法だとかあるいは労働者災害補償保険法、あるいは消防組織法だとか、そういったものについてはこういう基準の中で定めますよということを謳ってございます。

それからまた戻っていただきまして2条の第2項でございますが、そういう例えば医療で定めるもの、介護で定めるもの、あるいはほかのルールで定めるもののほかについては、よりがたいものについては管理者が別に定めるということでございます。それから第3条は使用料及び手数料の納入について。それから第4条は使用料及び手数料の減免についてということでございますし、第5条は委任でございます。

附則としましてこの条例は22年4月1日から施行するということでございますし、第2項ではそれまでの経過措置が書いてございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第29号議案 南魚沼市立病院等の使用料及び手数料条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第30号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 第30号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。この条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして条例が制定されたところでございます。現在市では運用してお

りませんので、該当職員はおらないものでございます。今回の改正の部分でございますが、議案の中の7条で特定任期付職員の給与の特例を定めているところでございますけれども、人事院勧告により引き下げということになったことによる減額改正でございます。2号給で1,000円、7号給で2,000円というふうなかたちで引き下げてありますし、第8条第2項は特定任期付職員の期末手当の支給割合を6月期では「100分の160」から「100分の145」に、12月期では「100分の175」から「100分の165」に引き下げ改正を行うものでございます。

附則でございますが、この改正条例の施行日は平成22年4月1日とさせていただきたいものでございます。

若干触れますと、特定任期付職員につきましては、非常に高度な技術、高度な識見ということでございますので、金額も非常に42万6,000円とか85万円とかと高くなっておりますが、若干調べてみますと想定をされている部分は、例えば弁護士さんを雇う。今の弁護士法は改正になりまして、特定任期付職員になれるというふうな改正になっておるそうでございますけれども、弁護士さんですとかほかの市町村では情報専門官とか、企業誘致専門官とかということで設置をしているところがございます。先ほど申し上げましたけれども、今のところ南魚沼市では運用はございません。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第30号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第31号議案 南魚沼市福祉センター条例及び南魚沼市老人福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

福祉課長 第31号議案 南魚沼市福祉センター条例及び南魚沼市老人福祉センター条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。福祉センターしらゆり及び大和老人福祉

センター湯咲荘につきましては、高齢者を中心に大勢の方から入浴施設を利用していただいております。現在、入浴施設を利用する場合はその都度料金を支払っていただいておりますが、高齢者から回数券の発行をしてほしいとの要望が寄せられていたところでございます。

指定管理者である南魚沼市社会福祉協議会及び六日町温泉旅館組合との協議の結果、平成22年4月1日から10回分の料金2,000円で11回利用できる回数券を発行したいものでございます。これに伴い条例の一部改正をお願いすると共に、別表につきましてもよりわかりやすくするために改正を行うものでございます。

議案の3ページ新旧対照表をご覧くださいと思います。第1条関係、こちらの方は福祉センター条例の関係でございますが、左側の改正案のところ第1条で、ここは障害者の害の字をひらがなに改正させていただきたいというものでございます。別表の関係でございますが、下のところに浴室という部分がございます。そちらの中に65歳以上の者、中学生、小学生及び障がい有する者、回数券(11枚)2,000円、これを追加するものでございます。その他施設名につきまして、わかりやすく表示を変更してございます。

4ページの方をご覧くださいと思います。第2条関係で老人福祉センター条例の改正でございます。第1号としまして大和老人福祉センター、現行につきましては大和、塩沢区別なく一つの表になっておりましたが、今回、大和と塩沢の別表を分離したいということでございます。1号につきましては大和老人福祉センターでございまして、そちらの浴室の部分に回数券(11枚)2,000円、これを追加させていただきたいということでございます。あと2号の塩沢老人福祉センターにつきましては、施設名を現況の名称と変更してよりわかりやすくしたいというふうな改正でございます。

施行につきましては平成22年4月1日とするものでございます。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

牛木芳雄君 1点お聞きをしたいのですが、新旧対照表の中で3ページになりますが、現行では浴室の利用時間が午前9時から午後8時までと一見でわかるのですけれども、新しい改正案では浴室の利用時間というのがちょっとわかりづらいのですけれども。条例の中で第5条で、午前9時から午後8時と謳っているのですから、これはこれでよいとしますが。あれでしょうか、この福祉センターの閉館時間が休日、土曜、日曜に関しては午後5時で終了というふうになっています。これについてちょっと早いのではないかというふうな指摘があるし声が大変あります。そこで、冬場だったら4時半といえば暗くなるのですけれども、例えば夏場になったら5時というのはまだ日が高いし、5時に閉館ということはそれ以前に、少なくとも4時半以前に入らないとだめだということですから、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

福祉課長 休日の開館時間につきましては、議員今ほどおっしゃったとおり5時までということでございます。この部分につきましては、今までの利用形態、県が運営していたしゆりの時代から検討してこういうかたちにさせていただいているわけでございます。指定

管理者の社会福祉協議会では、今回も年末年始、休館日をオープンしてサービスの向上に努めるなど、そういった努力をしております。また、今ほどのご意見も伺いながら、必要に応じてまた効果的であればこれの延長も可能でございますので、引き続き利用状況を見ながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

牛木芳雄君　そこでこの5条ですが、開館時間は市長の許可を得て変更することができるという謳ってあるのです。閉館時間については謳っていないのです。今、課長は今後の動向を見ながら、というふうなお話ありましたが、市長、あれでしょうか、第1条の設置、いわゆる目的だと思うのですが、市民の福祉向上あるいは健康保持、あるいは障がい者、高齢者の社会参加の便宜を図るためにということが設置の目的だと思うのです。今言ったように土曜、日曜、祝日に関しても、やはり目的は土曜であろうが日曜であろうが休日であろうが一緒だと思うのですから、この辺の考え方についてももう少し、平日は午後8時まで営業をしているのですから、休祭日の利用に関してはもう少し長いほうが市民の皆さんの利便性が上がるのではないかと思うのですけれども、この辺いかがでしょうか。

市　長　今、課長が触れましたようにそれぞれ実態を調査しながら、社会福祉協議会の方とまた相談するわけですけれども、坂戸にできたときからやはり民間の温泉旅館の皆さん方との調整もいろいろあったのです。ですから、そういうことも含めて検討を加えるということでご理解いただきたいと思っています。

福祉センターという名前が付くから、では全部かと言われるとそういうことではないのですけれども。やはりお年寄りの方や障がい者の皆さん方が使い勝手がいいようにということ、これはもう基本に心がけていかなければならないことですので、そういう面も含めて検討させていただきますのでよろしくお願いします。

岡村雅夫君　今回の目的は回数券ということですが、これは社協から出たものだと思うのですが。私はこの表を見てあるいは事務サイドから見て、あるいは利用者から見ての話をひとつしてみたいのですが。この表で一般の人は、浴室に関してですが1回200円です。そして上記以外の者という部分が600円、そして市外の方が900円です、上記以外900円。これを何とも思いませんか。目的がそうだからということだというふうに、私は曲解をして考えるのですが。やはり、特に六日町で今、市長言いましたけれども官と民の競合の問題があるかと思うのですけれども、一般に例えば大和地域に在住していると、駒見の湯とかあるいは薬師の湯とかと出かけて行くわけです。そして多分500円なりで入れるのではないかというふうに私思いますが、ちょっと高いなと。一律に300円を追加しただけの表の組みかえです。私は自分たちも多分どこかで何らかの施設を利用していると思うのですが、こういうのはこういった時期にやはり適正な価格に改定する気持ちはなかったのかひとつお聞きいたします。

そしてもう1点。私の地元ですが大和老人福祉センター、これについて開館時間と温泉利用の問題でちょっと矛盾がありますのでお話します。大体お昼近くにならないと風呂へ入れないと。暖まらないと。要するにあそこは温泉ですけれども、25度ちょっとの源泉を沸

かしているということでこういうことですが、フルに利用しようとするならば、やはりいま一つの工夫がほしいなというような気がします。お考えをお聞きします。

そしてもう1点は開館日についてですが、当時、土曜は開館していますが 私、調査はしていないのですが、昔は月曜日を休みにして土日は開館ということだったのです。今はそうではなく日曜日は閉館になっていると思うのです。その点ちょっと私が誤りがあるかわかりませんが、その辺をひとつお聞きしてみたいと思います。

福祉課長 値段の関係でございますが、値段につきましてはやはり民間と競合しないというふうな考え方がございますし、それから施設の設置目的がやはり高齢者なり障がい者なりということでございますので、そのほかの方を積極的に誘致といいますか取り込もうという考え方の施設ではございません。一律市外の方についてはそれぞれ300円ずつアップさせていただいているというふうなことでございます。

それから開館時間と利用時間のずれというふうなことでございます。確かに朝方の部分で若干遅れる部分もあるかと思いますが、それは浴室の掃除、あとの翌日だとかというふうなことであろうかと思しますので、また指定管理の社会福祉協議会とその辺の部分の改善がどの程度できるのか、協議してまいりたいというふうに思っております。

それから湯咲荘の方は今日曜日が閉館になっております。これも高齢者等が中心だというふうなことで日曜日は家族団らんというふうな日に当てるとということで、利用者が変更するときに余り少なかったというふうなことも受けてやっていると思います。この辺も先ほどのしらゆりと同じようにそういった要望があるということであれば、変更できない部分ではございませんので、そういったこともまたちょっと調査してみたいなというふうに思っております。

岡村雅夫君 21年の業務報告を見ますと、上記以外の者という要するに大和のところでは19人、それで市外の方が8人、それから六日町では195人が市内の方、そして大和で31人。非常に微々たる数字だと私は思うのです。この規定は、私は撤廃していくべきものではないかなと。そしてもっと健常者と高齢者と交流ができて、そして年寄りが入った風呂だからやだ、なんて話でなくて、やはりいい施設があつていいな。近くにあつていいな、行こうかな、という話になるようにするには、私は無用な項目かなというふうに思いますので、検討を願いたいと思います。

それと日曜の閉館というのは、今はなかなか、では今日は日曜日だから家族そろってなんていう話でいるほど、そうそう皆さん家でというかたち、あるいは出かけるというかたちも余りないかと思うので、私はこの辺はやはりきちんと調査した方がいいのではないかなというふうに。なぜでは土曜日開館しているのだと、こういう話になりますよね。これはやはり当時、管理者が社協でありましたので土日が週休二日制になるということで、それでは困るということで土曜日を開けると。そういう動きがあつて、それで私どもは運転手をかけてでようということで、開館に向けてのマイクロバスの運転までもした経過がございます。そういった積み上げで何とか土曜日開館ということを当時やって、そのあとそれでは事故があつ

ては困るということで、正規の方々を頼んだりして今、送迎しているわけであります。

そういうふうに着したからもう日曜日のお客はないという感覚は、ちょっといかなものかと思えますし、今後これから高齢者時代を我々の時代が迎えるわけでありますので、やはりその施設をフルに活用でき、そしてまた安心して、常にその施設が維持されて、だれしもが利用できる施設として存在してほしいな、というふうに思っていますのでよろしくお願いたします。

福祉課長 すみません、間違いまして、大和老人福祉センターの休館日は土曜日でした。申しわけありません、日曜日ではなくて。いずれにしても週に1回そういったかたちで家族とというふうなことでの考え方でございます。今ほどいろいろ意見いただきました施設の魅力増加につきましては、また指定管理者と協議をしながらいろいろ対応してまいりたいというふうに思っております。

料金の方は先ほど申し上げたようなことで設定させていただいているわけですが、今、湯咲荘の運営全体について検討するというふうなことで、指定管理期間も今5年に限ってというふうなことでやっておりますので、その期間の中で湯咲荘、大和老人福祉センターのあり方も含めて検討をしていきたいというふうに思っています。

牧野 晶君 2点です。まず1点は考え方として聞いていきたい。1ページ目の真ん中ちょうど第1条中「障害者」を「障がい者」に改める。これはひらがなにしていこうということですが、最近の流れでこれはこれでいいという思いがあるわけですが、今回、条例制定、条例を変えるときにこういうふうなのが出てきたわけですが、ほかのものも一緒に変えていかなければいけないという。もし、あるようであれば、これ以外の障害の「害」を変えていこうというのであれば、全部一律していかなければいけないと思うのですが、そのところのチェックをちゃんと、ほかのところはどういうふうな考えを持っているのか。こういうふうに条例の変更があるときに、またその都度変えていこうという考えなのか。やるのであればもう一気に変えなくてはいけないのではないのかなという思いがあるのですが。

そのところを私こういうふうにも聞きたいのですが。まずは課長に聞いてみたいのと同時に、あとほかの部ではどういうふうに、ちゃんとなっているのか。縦割り行政になっているのかどうか。ほかのところでないのであればいいですけども、あるようであればちゃんと変えていこうというのが、横の連携でなっていたのかどうか聞いてみたいというのがまず1点。

あとそれと表の中の65歳以上の者、中学生、小学生及び障がいを有するもの。こちらについては回数券と200円ということですが、よくあるのが私よそに行ったときとかたまに見るのが、例えば障がい者の介助員。こういう点についても安くなっている点もあるわけです。そういう箇所もあるので、そういう点についてどういうふうに配慮していくのか。お考えを聞いていきたいのですが、よろしくお願します。

福祉課長 障害の「害」の字の表記の関係でございまして、2年ほど前にいろいろ障がい者団体の方から要望がありまして、市の方としてはできる限り対応していこうというふう

なことです。こういった条例の関係につきましては、ほかの部分で改正が生じた段階でそれぞれ見直しをしていこうというふうなことでやっております。そのほかのいろいろ皆さんにお知らせする文書につきましては、その都度直していこうというふうなことで取り組みをしております。この考え方は市庁舎全体の中で今、そういう考え方で準備しているところでございます。

それから介助員の部分については、今のこの規定の中ではちょっと想定しておりませんでしたので、今後の利用状況などを見ながらまた検討していく項目かなというふうにご考えております。

牧野 晶君 障害の「害」の方の回答についてはわかったのですが、それだと改正がない場合は残っていくのがあるわけです。そののところをどうされていくのかというのを、ちょっとそちらの方はわかっているのかもしれないのですが、例えばほかの条例の中でこういうのがあれば、当然変えていくというふうな方向かもしれませんが、ちゃんとそこが伝達されているのか。また、ちゃんとそういう考えを皆さんが持っておられるのかについて。私は変えるのであれば一気にやはり変えていくのが、それがわかりやすいのではないかと。今の答えだと残るところが出てくるので、そのところはしっかりといついつをもって変えていくというふうな方が、わかりやすいのではないかなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

総務部長 今ほど福祉課長が申しあげましたように、ほぼ、私は変わっているものと思っております。ただ、法律が、例えば障害者基本法とかは全くこの字を使っております。ですので、すべて私どもの条例をひらがなの「がい」にするということではできませんので、先ほど福祉課長が申しあげましたように、そういう中で変えていくということで、ほぼ庁内は全部わかっているというふうにご考えております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 採決いたします。

第31号議案 南魚沼市福祉センター条例及び南魚沼市老人福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 休憩とします。休憩後の再開は11時5分とします。

(午前10時43分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 日程第9、第32号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは、第32号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合であります。平成22年度以降の保険料について21年度と同様に暫定の賦課をしないこととしたために、南魚沼市といたしましても保険料の納期をこれに合わせる改正であります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の附則第2条の2の次に、平成22年度以降における保険料の徴収の時期として第2条の3を加えて、普通徴収の方法による保険料につきましては、4月から6月までの暫定徴収は行わず所得額が確定をし、本賦課を行ったあとの第4期・7月からであります。12期・3月までの納期を定めるものであります。

議案の方に戻っていただきたいと思っておりますが、附則といたしましてこの条例は、平成22年4月の1日から施行するものであります。以上であります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第32号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程10、第33号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは、第33号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、南魚沼市環境衛生センターで使用しておりますごみの指定袋は、旧広域連合時代に作成をされたものを継続して使ってきておるところであります。指定袋の容量表示がリットル表示となっておるところでありまして、もう一方大和地域から出るごみにつきましては、魚沼市に委託をして処理をしているところではありますが、魚沼市の指定袋につきましてはこの表示が号数の表示となっておりまして、現在1市2制度という体制で推移をしているところでもあります。

このことにつきましてそれぞれ魚沼市の事務担当者との連絡会議の中でも、将来的にはごみの一元化を図る必要があるというふうな認識を持っているところでありまして、将来的な見地の中で今回、ごみの指定袋の表示を号数表示に改定する中で統一性を図っていきたいということで改正をお願いするものであります。

新旧対照表の方をご覧をいただきたいと思います。南魚沼市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表第1の中を、記載のようにそれぞれ改正するものであります。また、2項中の「破砕機処理」との表示がございますが、を「可燃ごみの破砕機処理」に改めて明確な表現方法としたものであります。あわせて同表の備考第3項であります。記載のように混載をしたごみについては、破砕機処理が必要な場合のごみとみなすというふうに、ここで改めさせていただきたいという内容でございます。

あわせて別表第1の備考の次に第4項といたしまして、自己搬入の場合における端数数量の扱いを、条文上明確に規定をさせていただきたいということであります。以下、別表中の規定につきましても、それぞれわかりやすい表現に改めるものであります。

本文に戻っていただきたいと思いますが、附則といたしましてこの条例は平成22年4月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いをいたします。以上です。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 今の説明では旧大和町で使っているものと、それから旧塩沢・六日町で使っているものの表示が違っていたから一本にするというお話ですけれども、今まで私どもはリットルで大きさを大体測っていたのですけれども、今度号数になりますと、悪い話、値段は変わらないけれども、号数は同じだけれども、大きさが違うようなことになる可能性もあるのかなという思いがしますけれども、まず第一にお聞きしますのは、袋の容量は変わらないのか。それから丈夫さですか、そこら辺も変わらないのかということが二つと。それと号数になると小さくなくても 値段が同じでも小さくなる可能性もあるのかなと思いますが、そういうのはどうなるのか3点お聞きします。

市民生活部長 お答えをいたしますが、1点目の表示の変更に伴って容量は変わるのかということではありますが、これは、容量は変わりません。単価は同じですけれども、もちろん容量は変わりませんし、丈夫さ等につきましても全然今までのリットル表示の袋と そ

れが弱くなるなんていうことでなくて、ただ表に印刷されている名称が変わるということだけでありますので、お願いいたします。

岩野 松君 将来的に号数だけの名称になると、大きさが3号になっていても小さくなるとか、そういうときはまた変わるのかどうなのかお聞かせください。

廃棄物対策課長 ちょっとセコイような話になりますが、号数を変えなくて中身を小さくして経費の節減を図るなんてことはありません。魚沼市でも20リットル相当だとか10リットル相当と、大和の方はわかりですがそういうことになっていますし。当分、袋の表示の方に旧45リットルとかそういうのを入れて定着させていきたいというふうに考えています。ご懸念のようにお金が足らなくなったから45リットル部分を、なんていうことはありませんので、よろしく願います。

腰越 晃君 今の質問ですが、リットル表示もあわせてやったらどうかというように思うのですが。やはり誤解、曲解がないようにとりあえずはやるべきではないかなと思います。リットル、号数を併記するような考えがないのかお伺いをしたいと。

それから市民生活部長の説明の中に、将来的には魚沼市とごみ処理については一元化を図っていききたいのだというような話がありました。既に当市のごみ溶融炉、可燃ごみ処理については稼働が始まって6～7年経過しているかと思うのです。やはりもう将来的なことを考えていかなければならない時期に来ているのだらうなど。ごみの処理方法についても今のよう燃す溶融方式がいいのか、あるいはもっと別の方法でやるのか。そろそろ検討していかないと、あの溶融炉もおそらく15年ぐらいの耐用年数ではないかと思っているのですけれども、そういうところの動きというものはあるのかどうか。また基本的に考え方があるのかどうか。伺いたいと思います。

市民生活部長 それでは1点目の混乱のないように移行しろということでもありますので、先ほど課長申し上げましたように六日町地域と塩沢地域には、号数の外に旧のこれが何リットルというようなことの表示をしながら定着を図っていききたいということですので、混乱のないように努めていききたいというふうに思っております。

それからもう1点のごみ処理施設の将来的な考え方ということでもあります。私どもは、ごみ処理は大和地域は魚沼市に行っていると。そういうことも含めまして永遠に今の場所で、今の施設が続くということには考えていないわけでありまして、当然20年なりある年数が経過をしますれば、更新が出てくるというようなことが考えられるわけでもあります。将来的にはやはりごみ処理の方式も変わってくるだろうと、技術も革新するだろうと思いますので、ある程度まとまった中で、余りいい施設でないことだけは事実でありますので、各市町村がそれぞれ行うのが果たしていいのかということについて、私ども事務担当者のレベルではありますが、将来的には一体的に処理するのがいいのかねというようなことが、今、研究されているところであります。そういった意味も含めて、まず意識醸成として統一性を図っていききたいということで、今回、号数表示にも踏み切ったということでもあります。以上です。

佐藤 剛君 1点だけ参考にお聞かせいただきたいのですけれども。附則といいますが

経過措置の関係ですが、私はこういう切りかえを統一するのはいいことだと思ってぜひお願いしたいのですけれども。ただ、これは経過措置ですよ。新たなのには旧何リットルという表示をして混乱のないようにということですが、経過措置のやつをお店に置いてあるのはそのまま売るといことでしょうし、もともともっと多分、在庫はあると思うのです。その辺の考え方、いつまでもそういうふうなこともできないし、かと言って在庫のあるのを無駄にもできないしということもあると思うので、その辺の考え方をお聞かせください。

廃棄物対策課長　　今、ご指摘のように既に各店舗で抱えている在庫があります。しょっちゅうはけるところと半年に一辺くらいしか買わないところがありますので、そこについては、なくなり次第ということで考えています。今までの流れからいうと、大体10月か11月ごろまでにならないと変わっていかないのかなというようなレベルかと思います。

山田 勝君　　今ほど腰越議員から質問がありました。これからの今後のことについてありますが、本年度、魚沼市がエコプラントを多分大規模改修で大分予算を付けていると思うのです。そうすると当然、南魚沼市からも負担金なりがあるはず。その際に、ただ言われた金額をはい、というかたちで渡していただけるのか、もしくは将来的にこうだからということで南魚沼市なりの考えを大平市長の方へ告げているのか。その辺の話がありましたらお教えてください。

市民生活部長　　今回のそれぞれの負担金の算出方法につきましては、それぞれ一定のルールで人口割りとかいろいろなルールがあるわけですが、それに基づいて拠出をしていくものであります。将来的に一元化を図るのを見越して、南魚沼市の負担金がどうだということまで検討しての負担金の算出ではありませんので、その点はそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

山田 勝君　　エコプラントも大分老朽化していると思います。そうすると、やはり長期的な展望も向こうとしてもあると思います。そうすると、それにかかわる南魚沼市なりの対応が必要かと思しますので、その辺の話があってしかるべきだと思うのですが、いかがですか。

市民生活部長　　私が前段、提案理由の中で申し上げましたように、今後一体化を図っていくにはどうしたらいいかという部分は今、ようやく事務レベルで話し合われているところでありまして、改修費用が次から次へと出てくるのではないかと問題もあるわけですが、どこかで何かの何ていいますか節目のときで、改築の話が当然出るだろうということは想定されるわけです。ようやく事務レベル段階でその話し合いを今しているということでありまして、今回のエコプラントの改修の負担金のところにはその部分は反映はされていませんが、今後はそういったことを頭に置きながら対応していきたいということで、事務レベルで協議するという内容です。

議　　長　　質疑を終了するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第33号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第34号議案 南魚沼市斎場条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは、第34号議案 南魚沼市斎場条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

南魚沼市斎場改築工事につきましては、順調に工事が進ちょくをしております、現在の状況からいたしますと、火葬炉の設置や内装工事等も順調に推移をするだろうという見込みであります。当初、供用開始予定としておりました今年の10月ということでありましたが、より1カ月ぐらい程度早く、新しい斎場での利用ができる見通しがついたということでありましたので、今回条例の改正をお願いをするところであります。

お手元の議案のところをご覧をいただきたいと思いますが、附則の第1項中ではありますが、施行期日を規定した部分につきまして、記載のように公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定めさせていただきたいということでありまして、現在、供用開始につきましては9月1日を予定するところであります。

附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行するというところでありますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 1カ月早くなるということで、指定管理との影響はないのでしょうか。一言だけお聞かせください。

市民生活部長 まだ、指定管理の委託の関係は全然決まっておりませんので、例えこれが10月あるいは9月になったとしても、その部分には特段影響しないだろうというふうに、これからお決めいただく内容でございますので、そういうことをご理解いただきたい。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第34号議案 南魚沼市斎場条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、第35号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは、第35号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。ちょっと長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

今回の改正であります、市道認定基準を満たさない位置指定道路等に対する冬季交通を確保することを目的に改正をお願いしたいという内容であります。

添付にある第35号議案資料 南魚沼市地下水の採取に関する条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。第9条であります、許可の基準といたしまして、第2項第4号に規定する道路消雪における許可基準といたしまして、一定の基準を満たした位置指定道路等を新たに対象に加えるものであります。

現行の条例で定める道路法第3条の該当道路といたしましては、市町村道路から高速自動車国道までであります、地盤沈下及び周辺区域においては、条例による消雪井戸の規制がされておりまして15年間が経過をしたというところであります。それぞれ井戸の老朽化と、あるいは住民の高齢化等が進んでいる中にありまして、市道認定基準を満たさない位置指定道路等に対する冬季間の交通の確保を図っていく必要性が出てきているというのが現実であります。

単にすべての道路を対象とするものではありませんし、市長が別に認める道路というのを加えるものといたしまして、その対象として新たに南魚沼市特別認定外道路取扱要綱を制定する中で、南魚沼市地下水の採取に関する条例の施行規則の一部改正も同時に行った上で、市長が別に定める道路を明確にしながらここで改正をしたいということになります。

お手元の資料4ページをご覧くださいと思います。南魚沼市特別認定外道路の取扱要綱の(案)がお示しをしておりますが、第2条であります定義において「特別認定外道路」といたしまして、記載のようにそれぞれ地盤沈下区域及び周辺区域内の道路であって、地域住民がこれを管理し、一般交通あるいは2戸以上の住宅の用に供されているもののうち、市長が指定したものをいうものであります。

第3条であります、指定基準であります。記載のように開発許可を受け開発行為等によ

り設置をされた道路及び建築基準法の位置指定を受けて設置をされた道路でありまして、以下の各号6項目であります。すべてを満たすものがこの指定をなされるということであり、(1)の道路敷地は市への無償の譲渡ということ。あるいは(2)であります。道路の幅員は3.5メートル以上であることということで、そこに6項目ほど書いてありますが、それらの項目のすべてを満たした場合に指定がされるというようなことでもあります。

以下第4条、5条、6条につきましてはご覧をいただきたいと思っております。これが南魚沼市の特別認定外道路の取扱要綱の案でありますので、ご了解いただきたいと思っております。

資料5ページをご覧いただきたいと思っております。南魚沼市特別認定外道路取扱要綱に指定された道路における許可の取扱い基準案を示してあります。フローチャートで図を示してありますが、それぞれそのフローチャートの図によって判断をしていきたいということでもあります。から のすべての基準を満たすケースに限りまして、新たに消雪井戸の掘り直しが可能となるということでありまして、資料最下部の条件を満たすことが必須条件となるものがあります。

道路として宅地の消雪を併用していた井戸の場合につきましては、新たに道路消雪用として掘り変えをした場合には、個人住宅への地下水による融雪は廃止をするという内容であります。あるいは節水型の降雪感知器の設置を義務付けるという内容であります。

議案の方に戻っていただきたいと思っておりますが、附則といたしましてこの条例につきましては、平成22年4月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議長 質疑を行います。

鈴木 一君 第3条、4ページの、これから建築確認を出す場合の道路というのはどういふふうに、認定外道路というかたちで出せばいいのでしょうか。

建設部長 特別認定外道路この要綱につきましては、今までの周辺区域の中で開発区域の道路とあと位置指定道路がございますが、その部分について特別基準に合えば特別認定外道路ということでさせていただきますので、今回、そのところにもし建築をするのであれば、当然認定外道路になっていなくても位置指定道路として位置付けておりますので建築が可能だということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第35号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第36号議案 南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは、第36号議案 南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてを説明を申し上げます。この条例は治山、治水だとかそれから森林資源の保全をしながら造林思想の普及、それから教育実践の場の提供などを図りながら地域の林業振興を図るためということで、市の所管等にかかる山林原野及び人工林等の立木の管理、処分等を定めた条例でございます。今回は伐採それから植林等々で移動のそういった部分の改正でございます。

3ページの方の新旧対照表を見ていただきたいと思うわけでございます。まず、別表の第1の(1)でございますが、市名義であり市が造林し、管理するものというものとその下の(2)があるわけでございますが、これは同じところになるわけでございまして、(2)の方の県行造林でやりましたツナギ団地、これは大和のヤゴ平の堀の内側の方の部分でございますが、ここ県行造林の方の県の約1ヘクタールでございますが、これを19年に伐採を県がいたしましたので、それを今後というか20年に市の方が、今度はここに新たに植林をして今後管理をするというような内容でございます。

それからぐっていただきまして4ページでございますが、今度は学校林の関係でございます。昨年、八海山学校林、ここは167林班い、ろ、るとあるわけでございますが、るの小班の部分を これは昭和24年に植林をした場所でございますが ここ約3.85ヘクタールを伐採させていただきまして、今までも話題にあがっておりましたが浦佐の認定こども園の方に、これを使わせていただいたというかたちでございます。ここは、るの部分を削除してこのあとにつきましては、国の方で新たに植林をしたいというような予定があるようでございます。

それから(4)でございますが、ここにつきましては一応移動のあった部分を加えさせていただきまして。真ん中ほどにございますが五日町(屋敷)という団地がございますが、ここに平成16年約1反ほどでございますし、それから水沢尻ここに17~19年で約4反ほどでございますが、ここに植林をしましたので新たに設定をさせていただきました。それから下の方に坂井入団地がございますが、ここは継続的に植林をしてございまして、今、年度が11年から15年ということでございましたが、ここを21年までやっておりますので、この部分を新たに加えさせていただいたという内容でございます。

1ページに戻っていただきまして附則でございますが、この条例は22年の4月1日から施行したいというような内容でございます。審議の上よろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 3ページ、4ページの方で、市が植林、国が植林ということではありますが、前にもお聞きしましたが、杉ではなくて広葉樹。広葉樹を植林していこうという考えがあるかどうか、ちょっとお聞きします。

産業振興部長 一応計画的というか私どもの考えは守ってございますので、今現在実績としてはまだ5反ほどでございますが、実際はやってございます。ただ、一般の民有林については、なかなか広葉樹の部分というのが今でも杉がなかなか処分には困るわけでございますが。そういう意味では、では杉の部分がだめなので広葉樹を植えていただけますかと言っても、これも自己負担がございましてなかなか難しいと思います。先ほど言いましたが市の名義の部分を試験的に何カ所かさせていただきたいということで、今、実績で約5反ほどあるということをご了承いただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第36号議案 南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第37号議案 権利放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 第37号議案 権利放棄についてご説明を申し上げます。別紙をご覧くださいと存じます。放棄の議決をいただきたいものは、債務者、市内石打1654番地 有限会社ケーターエンタープライズにかかる平成17年度水道料97万6,400円、平成18年度水道料98万1,844円の合計195万8,244円でございます。債務者はレストラン経営の営業をしていたようでございますが、督促を行うも営業実態がなく面会ができない状態が継続をしてきておりました、2年間の消滅時効の期間が経過しております。また、平成20年6月11日に所有不動産の競売が終了しているということなどから、今後の債権回収の見込みがない状態でございますので、ここで地方自治法第96条第1項10号の規定による権利放棄の議決を賜りたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

林 茂男君 2～3 多少疑義がございまして質問を申し上げたいと思います。権利放棄、内容は多少勉強しましてわかるつもりでおりますが、非常に、当該地区、私の住んでいる近くのことでありまして、この会社の名前も非常に地元では知らない人はいない名前になっておりますし、そういう状態の会社であります。17年、18年ごろ、そのあとの経過は今ほど総務部長おっしゃられたとおりですけれども、権利放棄に至った経緯。もうちょっと大まかで結構ですが、具体的にこういうことをやって督促だけをやっていたのか。それともこの会社の代表については非常に個人としても有名な方ですので、その方にいろいろなコンタクトを取った上でこの権利放棄に今回のところまできているのか教えていただきたいと思いません。法律的根拠というのは、例えばここには消滅時効期間という経過が過ぎたからやりますということですが、それは一体どのくらいの期間をもってこれをいうのか、ということも教えていただきたいと思いません。

また、こういったことについては放棄だけが手段であるのか、それとも司法なり例えば裁判も辞さない覚悟でいろいろやった方がいいのか、という判断もあったのかどうかお聞かせいただきたいと思いません。

個人になりますけれども法人のことについて、これは今回、議案になっているわけですが、この方は石打に居住もしておりますし、私どももよく見かける方です。それでもほとんどほかの議員の方、ちょっと雑談の中で聞いたら、もうとんでもないどこかに行ってしまっていない方なのでしょう、という話ですが、そうではありませんので。その点についてお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

総務部長 若干私の方からご説明を申し上げます。水道の債権につきましては、民法の規定でございまして2年間でございまして。地方税法では5年、それから自治法の部分では5年、これは例えば下水道は5年というふうになっております。ですので、民法でございまして自治法の部分では、5年を過ぎますと仮にいただきたくてもいただけないと。もう援用を要しないというふうになっています。ところが民法の場合は、時効を援用しないと完成しないということになりますので、今般、議決をいただいてするということとあります。

それからもう1点は司法の方ではありますが、消滅時効期間を過ぎてると仮に司法で訴えたといたしましても、その時点で援用されてしまいますので、もともと取れなくなるということになるかと思いません。

それから本件は、個人ではなくて会社の部分ということでございまして、その方が現存されていても、それについては会社の部分ということだろうというふうに考えております。

あと2年間に至るまでの間の徴収の部分については、水道部分の方でご説明を申し上げます。お願いします。

水道事業管理者 督促等をずっとやっておりました。ただ、これにつきましては、届いてもおそらく見ないのかずっとそのままになっているというようなことで、おそらく留守にしているのかどうか分かりません。そんなことで最後に入ったのがうちの下水道課長が取り

に行き、下水道課の中であったか水道していたときかわかりませんが、それが最後でありました。それからずっと、おそらく使わないでいて水道がどんどん回るということは、家の中で漏水等があったのではないかというようなことも、お願いをしているのだけれどもなかなか行き会われない。というようなことで、おそらくこの水量というのは漏水が原因ではないかなというようなことがあります。

いずれにせよ払ってもらわなければ、うちの方はどうしようもないというようなことでこうやってきたのですが、これが届かないというようなことで、先ほど総務部長が言ったような経過になっております。ただ、これは、確かに競売でお願いしていたけれどもそれは配当なしということをもって、これは消滅させようというようなことになりました。以上です。

林 茂男君 ありがとうございます。法律的な手続の根拠とかよくわかりましたが、大変苦しい答弁だなというふうな印象を持っております。直接渡せるような状況もあったのではないかなというふうに思っております。

これはさて置き、私どもの当市としては、観光地を中心に大変こういう事例が今後、飛躍的に出てくるのではないかなという危ぐをおそらく管理者の皆さん、また総務部長さんもされていると思いますけれども。こういう中で例えば私は非常に疑問に感じるのが、今、法人だからという話がありました。では例えば、私も会社を経営しておりますが、私個人、私がやっている会社そこで水を使っている。例えばそれはいろいろな理由があって督促をいくらやってもできない。そしてでは私がいる場合に。そういう場合の事例というのはいっぱいあるのではないのでしょうか。

こういった場合に果たして当市としては、こういう決まりきったしゃくし定規的なかたちの法律の手続というか、根拠で全部やってしまっているのか。私はそう思わないのですけれども。特例を許してしまうことになるのか。また、例えば支払いの延長を 例えはそういう基準があるのかなのか。ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、そういったものを使ってでもやはり引っかけてでもおいて、やはり私は善意のある人たちが見て、これはなるほど当然至極だというふうに思えるかどうかということです。これは私どもの地域だと絶対だれも思わないです。

だから、やはり市としての姿勢を問いたいと思っておりますし、安易と言っては言葉また悪いのですけれども、昨日の続きみたいで悪いのですが、権利放棄というものについては、非常に慎重であるべきでないかなと思います。あとまたこういった事例で実名が出て、ほかの方々もこういう、議会にこうやって全部かかっていくものなのかどうか、ちょっと含めて聞きたいと思っております。

水道事業管理者 先般も50万円以上については、匿名ではなくてみんなにこうして提示して、回収した覚えがありました。これはやはりプライバシーの問題があるのかなと思います。ただ、今回のこれにつきましては会社そのものがもう消滅しているというようなことで、皆さんに提示をさせていただいた経過があります。本来であれば確かに林さんが言うようなかたちで、こういう全部名前等は伏せた中でやるべきかなと思いましたが、今回については

そういう提案も内部で検討いたしまして、会社そのものが今はもう消滅しているからいいのではないか、というようなお話の中で皆さんに提示させていただきました。

それから水道というのは、やはり申込者、これが住民基本台帳にあるがなかろうが申込者で取るしかないそうです。うちの方もそこはひとつ最後の最後まで追いかけるような仕組みが取れるのであれば一番いいのですが、住所がなくても申込者で申請があれば。例えば南魚沼市にいない人がたまたまここへ来られてアパートを借りる。そういうかたちもどんどんありますので、やはりこういうものについては、申込者イコール申請者というかたちで受けざるを得ないと。

そして水道が、もし払わないのであれば止めなさいという権限があります。払ってもらうまでは止めておきましょうというようなことがあるので、本来であれば払うまで開けませんという方法をとってもいいのですが、なかなかそこまでいかないというようなことで。今も毎月給水停止をかけておりますが、そうしないと払わない人がいますので。なかなかそこらあたりを高齢者、それから実情に応じてそういうことをしていい、してならないということがありますので、そういうかたちで申込者で取らなければいけないというかたちになっています。できたら追いかけるような仕組みが一番いいのですが、かりそめに滞納した中で今度は他市町村に行ってしまったという、全く背番号が付いていない人については追いかけることがないというようなかたちに今なっています。

そんなことで今回のこれはちょっとそういうかたちと違いますが、本来であると申込者イコール給水申込者というかたちになりますので、そこらあたりがちょっと本当の住民であるか否かで区別が違うようなかたちになりますが、水道法で一応そういうことになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

林 茂男君 はい、ありがとうございます。長く申し上げますが、このような例がまん延するおそれが非常にあるというふうに もちろんご認識だと思っております。今ほど管理者さんの方から話があったように、申込みになった法人だろうが個人だろうがそのままやるしかないということですが、人を疑ってかかってはいけないのかもしれないかもしれませんが、非常にそういうちょっと危ういところについては、やはり事前から気をつけていくというようなところをちょっと整理した方がいいのかなという気がしております。

もう1点は今回の例えば議案で出てきていますので、これは公開ができるものであるのか。例えば私どもも聞かれますので、本当はこういう個人名とか企業の名前とか伏したいところがありますけれども、私どもの石打にとっては非常に許しがたい経過なのです。そういうことで法律的にはわかりました。ただ、これを公開してもいいものかどうかお答えいただきたいと思っております。

総務部長 自治法の規定では、例えばほかの民法上のものを免除するときの規定というのは、議決をいただかなければならないということになっています。ですので、例えば何か私どもがいただかなければならないものを市長の名前で免除をするというのは、自治法の規定の中にありますけれども、法律もしくはこれに基づく政令、または条例に特別の定めがあ

る。これが例えば体育館の使用料を免除するとかという根拠でございますので、これ以外のものについてはすべて議決をいただかなければなりません。

したがって、そこで個人名を出さないで議決をいただくということはまずできないと思いますので、プライバシーという部分と権利を放棄する部分というのは、ちょっと私見になりますが一緒ではないと思います。全く出していただいても構わないだろうというような、私は認識を持っております。それは私の認識です。

もう1点、せっかく立ちましたのでついでに申し上げますが、先ほど管理者の方でいろいろ申し上げましたけれども、例えば保育料、それから住宅使用料、汲み取り手数料、給食費等々滞納がある部分があります。税以外の分につきましては一元で管理をしまして、いわゆる差し押さえをしている部分もありますし、そういった強制執行の部分は、積極的にと言いませんが税の方と話をしながらさせていただいておりますので、付け加えてだけおきます。以上です。

佐藤 剛君 今の件、消滅時効の関係ですけれども2年ということです。18年度のもの2年経過すれば計算的にはそうなるのですけれども、時効の始期ですね。18年度のものだから2年経過したから時効が成立したというのではなくて、時効が始まる時期ですね。聞いた話によりますと臨戸徴収に行ってお会いになっているような話もありますので、その辺の始期の問題もあると思うのですが、その辺の期間的な経過は大丈夫なのですか。

水道事業管理者 先ほどちょっと下水道課長の話を出しましたが、これは私が管理者になる前に行っているのもうおそらく4年ぐらいたつ時期のもの、もってきたのは。そんな中で最後はおそらくそういうかたちの話を聞いているので、行ってある程度もらったのが最後であったというようなことで、それからあとは全然やっても反応がないというか、そういうかたちが続いたと思います。そんなことでそばにいる人はよくわかると思いますが、なかなか一緒になれないと。そして来てもなかなか会うにもご本人ではない人が対応しているようなかたちが主な傾向でございます。以上です。

総務部長 法律上の部分で、私もちょっとまだここで資料を持っていませんが。納期限があります、納期限のあとに督促状を1回出します。そこが始期だというふうに思っております。要は時効の開始です。そのあと例えば100円でも1円でもお金をいただければそこで停止ですので、そこからまた2年間。

それからもう一つは、これは水道ですので先ほど言いましたように、援用がなければその部分が延々として会計の中に残るわけです。自治法の規定のように、5年を経ってしまえば援用するしないにかかわらず消滅してしまうというルールになっていませぬので、相手様が10年後にそれを納めるよと言え、それはそれで収納ができるということになります。ただ、本件の場合には全くだめですので、ここで議決をいただいて消滅をさせたい。特別損失で落とさせていただきたいという部分であります。

牧野 晶君 債権放棄ということで、全般的なことを聞いてみたいのですが。毎年この時期にこれが出てくると聞いているのですが、例えばそれこそ保育料だってあるし、給食費

だっておりますが、そういうふうな中で1年以内に時効が来るようなおそれのあるものについて。昨年のほかのときにも聞いたことがあるのですが、それについてしっかり把握されているのかされていないのか。トータル的な面を含めてしっかりと滞納処分委員会の方で、まず把握されているのかどうかについてお聞かせください。

総務部長 今ほどのおっしゃったような部分については、企画政策の行革の方で当然、管理をしています。特に時効にかからせないようなことで管理をしております。今ちょっと手元に資料は持ってきておりませんが、以上です。

牧野 晶君 先ほどから2番議員、11番議員の方でこういうふうな 会社というのは私も過去にあったかもしれませんが、こういうのはあるわけですけれども。それに対してのまた対応だって当然考えていかなければいけない点はあるわけです。そういう点について、今現在こういうのが出てきた中で、どういうふうな方法を今後、委員会の方で考えているのかとか、もしあればいいのでお聞かせいただきたいのですが。

総務部長 とにかく経過を残していただくこと。例えば臨戸をした、行ったけれどもいかなかったというようなこと。経過をきちんと残して、何もしなくて 議員が前に19年でしたかおっしゃったような、何もしなくて時効を待つのではなくて、当然その消滅時効までの間に手を尽くして、なおかつどうしようもないといいますが、債権回収の見込みのないものは、いつまでも会計の中に置くのではなくて、その部分について債権放棄をさせていただきたいということでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 採決いたします。

第37号議案 権利放棄については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時10分といたします。

(午前11時57分)

副議長(阿部久夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

副議長 なお、若井達男君から家事都合のため午後欠席の届が出ておりますので、これを許します。

副議長 日程第15、第38号議案、南魚沼市立浦佐保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 それでは第38号議案、南魚沼市立浦佐保育園の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。認定こども園の案件につきましては、昨年9月議会におきまして指定管理者制度についての条例改正を決定していただきました。その後、指定管理者の公募を行いましたところ二つの法人から応募がありました。そこで保育園の保護者代表など参考人4人も参加していただく中で、指定管理者選定審議会を3回開催する中で、指定管理者候補として医療法人社団萌気会が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者とする公の施設の名称は南魚沼市立浦佐保育園です。指定管理者に指定する団体は南魚沼市浦佐330番地5、医療法人社団萌気会、代表者は黒岩卓夫氏です。指定期間は平成23年4月1日より10年間、平成33年3月31日までとするものです。

はぐって3ページをご覧くださいと思います。議案資料の説明を申し上げます。1番の指定管理の基本方針です。こちらに記載されたとおりでございますが、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づいた教育と保育を一体的に行うものであります。もちろん市の保育方針及び教育方針にしたがっていただくこととなります。

2番の施設の内容ですが、職員体制につきましては園長以下保育士32人程度、ほかに調理員及び事務員が5～6人程度を見込んでおります。現在の浦佐保育園は保育士が25人、幼稚園が6人、計31人となっております。

3番の入園児童見込み数ですが、最大、3歳未満児が45名、3歳以上児が各45名の180人の受け入れが可能とするような施設として見込んでおります。

4番の運営計画でございますが、こちらの方はほかの市立保育園と同様となっております。はぐっていただきまして、5番の年間行事計画でございますが、内容的には記載のとおりでございます。現在の浦佐保育園と幼稚園のどちらでも行っていない新たな行事といたしましては、8月に記載されております5歳児のお泊り会、それと11月の秋のコンサート、こちらが新たな行事となります。また、浦佐幼稚園の方で行っていて保育園で行っていない行事というのが、6月の草団子づくりと11月の焼きいも大会というふうになっております。

あと6番の収支計画でございますが、収入といたしましては受託料収入として市からの通常の保育の委託料ということで、国の保育単価で決められたものを委託します。補助金収入といたしまして、延長保育とか子育て支援事業、障がい保育、あるいは未満児保育などに対する補助金があります。利用料収入といたしまして、土曜保育や一時預かりなどの保護者からの徴収金というふうになっております。

支出といたしましては、それぞれ人件費、事務費、事業費、通常の保育運営に要する経費分として計上してあります。開設に要する備品類などは建築事業の方で対応する予定でございます。

5ページになりますが、7番の医療法人社団萌気会の概要ですが、記載のとおり診療所の

ほか介護や福祉施設など14施設、職員180名体制、関連会社を含むと210名で運営をしているところであります。説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

副 議 長 質疑を行います。

塩谷寿雄君 もう1社あったということで、萌気園さんになったわけですが、点数をつけて争うというふうに聞いているのですが、萌気園さんになった最大の理由というのを聞きたいのと、あと民間の方がこれは4名ほどいらっしまったということですか。その方をどうやって選んだのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

副 市 長 私がその当時の選定審査会の座長といいますか議長をさせていただきましたので、私の方からご説明させていただきます。まず順序はちょっと違いますが、外部からの委員の招へいでございますが、北里学院の看護科の専任教員桜井さんという方ですか、この方です。浦佐保育園の保護者の代表ということで保護者会の会長さん、それから幼稚園も同じく保護者会の会長さん、それから学童保育の方がございますので、あそこは大空クラブということでやっていますので、学童保育大空クラブの代表者の方から。以上4名民間の方ということであります。

それから選定の決定の要因でございますが、一応いろいろの項目にわたってそれぞれ両者から、代表者の方ともう一人、2名ずつ選定審査会の方へお出でいただいて、そこで自分でやりたいというそういう意欲とか、あるいは提出していただいた資料の説明を受けました。両者とも非常に意欲、それから内容とも本当に甲乙つけがたいといえますか。審査会でもいろいろお話し合いがありましたが、とにかく私自身も甲乙つけられない、ほとんど同じような点数でございました。

ただ、生のままの集計でいきますと両方200点をちょっと超えていたと思うのですが、2点の差がございました。その2点の差というのはこちらの萌気会さんの方が多かったということ。それぞれ審査は、委員の皆さんから評点をつけてもらってそれを集計したわけです。そういう中でも具体的な生の集計はそういうことで、ほとんど甲乙つけられないぐらいの差しかなかったのですが、委員の中の具体的な中身を見ますと、「やや劣る」劣るというのはどちらもなかったのですが、やや劣るというようなところの表示があったのがもう1社の方でございました。あと残った方はやや劣るというのはなくて、「非常によい」「よい」「やや劣る」それから「劣る」という4段階でこうやったわけですが、もう1社の方はそういうことで、やや劣るというのが一つだか二つちょっと余計になったようなことで、実際その評点を今ちょっと持ってきていませんのでわかりませんが。

そのようなかたちで本当に審査会としてはちょっと甲乙つけられないということで、またそのほかに審査の意見をいろいろ記載してもらったものを全部整理して、市長の方にはこれこれこういう結果でしたと。審査会ではとにかく甲乙つけられないので、市長の方でこれを基にひとつ決定をしていただきたいと。

もちろん私どもの審査会、それは皆さんもご案内のように市長の諮問機関として、市長に結果をあげて市長から最終的な判断を仰ぐということになっていきますので、そういう部分で私どもちょっと、結果だけを市長の方にお示しして市長から最終的な判定をいただいたという状況でございます。

塩谷寿雄君 甲乙つけがたかったという意見ですけれども、落ちた方の人からすれば甲乙つけられないで何で落ちたのかなというすごい思いがあると思うのです。今、民間の方4名いて、何人いたのかわからないのですけれどもその4名。例えば10人で同じフラットの4人が民間の人で行政の方がほかの6人。今は例えの話ですけれども10人で決めた場合、4人と6人いた中で全員が同じ・・・何といいますか、行政の方がちょっと上の点数つけていいとかそういう、意味わかりますか。言っている意味が大体。そのことをちょっとお聞きしたいのですけれども、どういうあれだったかという。

副市長 市の職員の方からの委員は9人でございます。これは今回こっちが多かったというか、設置規定によりますと関係する担当部課長というような決めがありまして、たまたま幼稚園と保育園と二つのところがありましたので、ちょっとそういう部分では市の職員の方が構成的には多かったのですが。民間の方の皆さんも本来規定上ですと、審査会にお出でいただいて意見を聞くことができるというそういう規定ですが、私どもはそうではなくて、お出でいただいて全く市の職員と同じ立場で、同じ点数を持って審査をしていただいたということでございます。

塩谷寿雄君 先ほどのことで甲乙つけがたくて、落ちた方の事業者さん、法人さんは、すぐ納得して甲乙つけられなかったけれども、納得をすぐされたものですか。でも、うちでもまだいいのではないかなという感じで、どんな感じでしたかというのを、一つ最後に。

副市長 甲乙つけがたかったという部分は、どちらも意欲があったし、どちらにしても満足のいくような保育の業務をやっていただけるという、そういう判断だったということです。あと違うとすれば、もし、災害があったとか何とかということであれば、近くの萌気園さんの方が近くで、そういう対応がとりやすいというような利点。それから病後保育をやるような場合は、こちらはもう医師が後ろに全部ついていきますので、そういうようなことをやるとすれば、やりやすい体制にあるというようなこと。

この中の私どもが審査をする項目の中にはそういうあれがありませんけれども、そういうあるとすればそのような部分が若干働いたのではないかなということでもあります。それから、この結果を市長の方からもう1社の落ちた方の代表者の方に・・・(「では、市長の方から」のこえあり)では、市長の方からちょっと。

市長 こういうことですから、必ず受かる方があって落ちる方があってということですので、通知そのものは当然私の名前で両者に通知をしたわけでありまして。そして公式に呼んだとかということではなくて、ある席上でお会いしましたので、このたびは残念でしたと、そういうことでひとつご理解いただきたいし、また次回意欲を持って望んでいただきたいというお話で、それはわかっていますと。そういうことは伺っております。ですから、

公式に呼んで、おまえさん落ったよとか、おまえさん受かったよ、ということは通知でやってあります。そういうことです。

松原良道君　私は今ほどの4番議員の不信感もわからなくはないですけども。私は市長にちょっとお聞きしますが。今回の指定管理者のこの指定については、私は非常に満足しています。このことによって、私が理想として考えている我が南魚沼市の保育行政も、私が考えている理想に近づきつつあるということでもあります。

といたしますのは、今、保育園の現場では、今のこの経済不況の中で子育ての皆さんがやはり一番求めているのは、未満児保育、乳児保育です。そうした場合に現場として、預かる側としますと、保育士にしますと、乳児保育というのは非常に保育士にしては負担なのです。負担というのは、いろいろのケガ、病気、思いがけなく物を飲み込むとか、そういったものすごい危機管理上の私は心配が現場ではあると思っています。

ただ、今の経済情勢の中では、今回特に医療法人の萌気園さんが名乗りをあげて今回決定した。私はそのことは今保護者の皆さんから乳児を預かるにおいても、非常に自分の我が子をそういった乳児のうちから施設に預かるというのは、いろいろな不安要素がある中で、こうした医療法人が名乗りをあげて指定を受けたというのは、私は非常にこれからの保育行政の中では素晴らしいことだと考えています。

そして、今ほど話に出ましたけれども、選考に当たって当然何者かの立候補がありまして、決定権のある行政の方から審査会を開いた。当然、医療法人萌気園としては御大である黒岩先生、理事長がじかに来て、いろいろ自分たちの思い、これから幼児教育あるいは子どもたちにかかる思いをたぶんPRしたと思うのです。私はそのことに非常に期待しています。

そこで、今度は市長に質問であります。本題に入りますけれども。そういった点では非常によかったと。そうした中で実は昨日一般質問の中で、1番議員が女性の労働環境の整備の一環として病児保育はどうだかという質問をしました。私は今回のこの1件を考えてみて、今回の指定者の考えを見て、市長が最後にはそういった病児保育を、名前はあの時点では言いませんでしたけれども、私はここに願ってみる価値はあるから、そういった答弁は、若干は期待してしました。まだ今日ここで指定管理に受けないうちにそういうことはできませんでしたけれど。

たまたま昨日夜、ニュースステーションで病児保育の全国の実態、全国では保育所施設は2万9千何がしあると。病児保育は322カ所だと、その中で病児保育に今携わっている皆さんが、一番の経営者の考え方は採算は度外視だと。採算から見れば絶対合わないということだそうです。実際にやっている方は年間1億円ぐらいの赤字覚悟ですけども。その人はたまたま小児科医であって、自分のある程度の意味でそこに補てんされるという状態だと。

今、私が言いたいのは、ここで医療法人の萌気園さんが指定管理に決まったわけですから、ぜひ、今、昨日の1番議員の病児保育を、市長としてお願いして立ち上げる第1歩のチャンスだというふうに私は思っています。財政的に強い医療法人でなければ病児保育なんて到底かないません。そういった実態を私、昨日テレビで見ましたけれども。

市長はそういう点で、今回きちんと指定が決まったわけですから、そういうお願いをするつもりはあるのか。当然そういう施設を立ち上げるには、小児科医あるいは看護師等の対応も必要だというのはわかっています。ただ、この医療法人においては、本当に病児教育をやるのであれば、小児科医が必要だとすれば、それだけの先生を見つけて来られる、私は力がある人だと思っていますので、ぜひ、ひとつこのことを指定の中で。

今後いろいろまた建物が建ちます。建物が建つと今までは行政が設計委託した業者にぼんと任せて、内容についてはなかなか言えなかった。今回はたまたま条件的にこれから施設を立ち上げる中で1年の猶予があるわけですから。設計を度外視するようなことはできませんけれども、例えば設計の中でそういった施設、あるいは各施設のレイアウト等をこの指定者からきちんと聞きながら、実際その業を受ける指定者が納得がいく、営業的にしやすい、子どもの管理をする上でしやすい方向を模索しながらやはり建物のレイアウトを考えていくべきだと、それもあわせて市長にお尋ねいたします。

市長 今、議員おっしゃったように当然この議案として載っているわけでありまして、それが可決する前にそうこうという話は申し上げられませんし、昨日触れました城内診療所と中之島診療所。ここでまずは病後の部分から始めてみることはどうだろうということの検討は始めます。

今おっしゃっていただいていることもよく十分理解しておりますし。ここに、施設の概要に医務室というのもあるのです。ですので、それがどうかたちなのかまだちょっと私はわかりませんが、いずれにしろ病児からすぐ始められるか、病後から始めて徐々に移行するか。

そういう何ていいますか結局あそこへ、中之島へあれば塩沢地区に一つある、できればですね。城内へ来れば六日町に来る。あとは、今度は大和地区一つということになれば、ここが第一の候補であることは間違いありませんので、今日これから議決をいただきましたら、また改めてそういう面は相談させていただきたいと思っております。

松原良道君 ぜひ、今私が言ったようなことで、大和地域ということではなくて、そういう保育所経営に参入した指定者がたまたまこういう内容の医療法人ですから、ぜひとも市の病児教育の先駆者となるように、やはり市長も最善の努力をお願いして終わります。

林 茂男君 角度が違う質問ですが、今回の保育園の人員費。4ページでしょうか。人員費が非常にほとんどだということで、やはり指定管理はこういう状態になるのだろうかということですが、既存の今ある保育園の職員等は、指定管理に移行する段階には、言葉は悪いですが、そのまま継続、拾ってもらえるというか。そういうことは全くやはり考えられない状況であるのでしょうか。それとも退職者とかも出るから、ほかのそういうのでちょうどよくなるのだというふうになるのか。ちょっとその辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

子育て支援課長 正職員につきましては、指定管理になった場合はほかの保育園の方に移っていただきます。その分結果的にほかの部分が充実するというふうになるかと思えます

し。ただ、退職される方もありますので、定員管理の中でそれは見込んだ数値になっています。あと臨時職員につきましては、一応子どもたちの、公立からこういった民間に行くために負担にならないようにということで、今、臨時職員の配置につきまして、あらかじめ指定管理の方にまた今後行ってもいいですよというような人を希望をとりまして、4月からはそちらの希望のある方を浦佐保育園と浦佐幼稚園の方に配置する計画であります。

ですので、移行後は、この1年間で子どもたちと親しんだ人が、そのまま指定管理の方にスムーズに移行できるのではないかなど。ただ、それを採用していただけるかどうかというところは、先の法人さんがまた決めることではありますが、市としてはそういった対応で臨んでおります。

林 茂男君 もうちょっと踏み込んで聞かせていただきたいと思います。昨日の一般質問に絡むところですけども。この制度は非常にいいのですが、どうしても不安な点は今ほど申し上げているようなところ。今回はうまくスムーズにいけばいいのですけれども。いろいろな意味でコストの削減をすることが、この制度の目的だと思っておりますけれども、何ていうのでしょうか実際に新しい受け手の人たちに、全くここで指定管理で決定しました。その先は例えば予算の面とかはいえるけれども、人事権といいますか雇用の問題も絡む問題なので、その点には市側からは細かい注文は絶対にできないものなのか。ほかのことも含めてですけども、今回もまたそういうことがどしどし言えるのか。

その点が非常に私どもは選定するに当たって、制度、体制を切りかえるということですよ。公から指定管理、民に任せるわけなので。そういったときに必ず発生する問題だと思うので、その辺のところのご認識、また、制度上それは全くできないのだということなのか。その点だけちょっと認識をお聞かせいただきたいと思います。

市 長 正職員につきましては、今ほど課長が申し上げましたように、あらかじめそれを見込みながら定数管理をやってという。そこで例えば指定管理になったから皆さん終わりですということは絶対ありません。ありませんで、きちんと定年までは市の職員でありますので、必ず処置をするということでもありますし。

臨時関係につきましても今触れましたように、言って効力があるという法律的に権限があるわけではありません。ただ、一応私どもが施設の管理運営をお願いするわけですから、そういう処置を今、臨時的皆さんに希望をとって、そちらへ行きたい、そういうところで働きたいという皆さん方を優先的に配置するわけですから。特別欠陥事項が出たりであれば別ですけども、そうでなければ意向にほぼ沿っていただけるものだと思っておりますし。これからそういうこともまた多々 多々だかどうかはちょっと 出てくるわけですけども、それはやはり職員のことについては、きちんと気を配りながらやっていきたいと。ただ、法律的な裏付けというものは特にないということでもあります。

山田 勝君 この法人につきましては、多分学童もそのまま引き受けられるかと思うのですが。そうするとすまいるネットから大空クラブが外れるようなことになろうかと思えます。学童、充実という意味ですまいるネットの方の待遇など、そういったものをきちんとや

っていただきたいと思いますが、現在そこで働いている先生方、それから子どもたちは、そのままこの認定こども園の中の、この法人による学童に移行するのか。その辺を伺いたいと思います。

子育て支援課長 学童につきましても、今回指定管理をお願いする萌気会さんの方をお願いする計画であります。そのことにつきましては、このお話が出たところからNPO法人すまいるネットの方と協議しながら、また、学童の保護者会の方とも協議しながら進めております。施設につきましても同一施設の中にその学童部分を設置して、一緒をお願いする予定であります。

牧野 晶君 まず、大体私、1カ所当たり2,000万円ぐらい浮くということは知っているわけですけど。この規模だと逆にどのくらい、改めてちょっと指定管理者制度とあとは普通にやった場合、いくらぐらい違うのかについてお聞かせいただきたいのと。

前提は180人ぐらいというふうになっているわけですけども、収支計画もこれは180人を前提として考えているということになるわけですか。その点をお聞かせいただきたい。

あとそれと非常に夢のあるいい建物なわけですね。ぐるーっと円形で。過去にも施設は雪のときどうなんだという話もちょっと出た記憶があるのですが、そういう点で例えば大雪だった場合とか、もう指定管理の中でやっていってもらえるのか、例えば雪がいっぱいちょっと難儀したからちょっと市に助けてくれやというふうな話に。今後こういう場合というのは、普通の建物と違ってこういう場合というのは、また違う建物なので非常に想定外のことも起こるわけですけども。そういう場合というのはどういうふうな、もう線引きをちゃんとこれからもしていくつもりがあるのか、どうなのかについてお聞きしたいのですが。

子育て支援課長 1番目の違いということですが、公立と指定管理との金銭的な差額ということでしょうか。まだ正直言って試算はしてございませんが、今、ほかの公設民営でお願いしているところありますが、大体1,000万円ぐらいということですので。あそこが大体90人、110人定員でございます。こちら側が180人定員ですので、すぐその倍ということではきつくないと思いますけれども、それなりの差はあるかと思っております。

あと収支計画の人数ですけども、これは一応180人で計算させてもらっております。ただ、実際にはこれからまた入園の公募をして、人数等によって金額が大分変わってきますので、それはまた年度協定の中できちんとそういったものは変えていかなければいけないなと思っております。

あと、雪等に対する対策、その費用ということでございますが、基本的には通常の運営費の中に除雪費等も含まれてございますので、そういった中でお願いするということになるかと思っております。以上です。

岩野 松君 初めてのやり方、今まで幼稚園と保育園別々の、しかも省も違うというところが、国の方針の中でこういうのが出てきたのですけれども。私はこの前もこれに関しては認めたくないという思いでいましたし、そういう態度をとっていたのですけれども。それ

はそれとしても180人、入学前の子どもが180人を一同にするというのは、非常に大変だなという気がするのです。

聞くとところによると黒岩先生の今までの、あの人たちのいろいろな学校やそういうところでの方針や態度などを聞くと、非常にユニークでもあったり、いい意味では私はいいかたちなのだろうと思いますけれども、180人というのは大変だなという思いがあります。

それとこの地域の人たちはこのほかには、もし、そこが合わなかったとかそういうとき、旧六日町内は今のところは随分保育所はいくつかありますから、それなりに若干は選べますけれども、もしそうなったときには選べる それはもちろんよその地域に行くということも今は可能ですから。ですけれども、そういうことは考慮に入れてあるかどうか、お聞かせください。

子育て支援課長 180人が大きいのではないかなということでございます。当市におきましては確かに110人ぐらいが一番大きいわけですが、全国あるいは県下の中では180人規模もありますので、そういったことのないように当然していかなければいけないと思っております。

あと、浦佐地区に確かに今、幼稚園と保育園が1カ所ずつですが、こども園になれば1カ所ということになりますけれども、それはどうしても学区内の人数とかとそういったことでいたしかたないのかなと思えますが。ただ、合う、合わないということのないように、やはり市の方で十分また監督指導しながら、みんなが行ってみるような魅力のあるこども園になるようにつくっていかねばいけないというふうに思っています。以上です。(「ほかのところにも行けるのだろう」の声あり)今、保育園は別にどこでも全部行けるのですけれども。(「わかりました」の声あり)

腰越 晃君 医療法人は初めてということでそれはそれでいいのですが、この間何件か保育園については、指定管理者の運営に委ねるということでやってきているわけです。あと管理ということで、当然監査委員も入っているかと思えます。ただ、監査委員というかなり間をおいた定期的なものではなくて、やはり日常管理の中で子育て支援課として、直営の保育園、これは管理されているのは当然のことですが、指定管理者に委ねるということが始まってまだ3年、4年ぐらいでしょうか。そういう中でやはり特別の管理をやっているというそういう項目というのはあるのでしょうか。

子育て支援課長 今ほどの件でございますが、それぞれ公設でございますので、県あるいは市の監査の対象となって指導監査が入っております。

あと市といいますか、こちらの課自体でどういうことをやっているかということでございますが、うちの方では担当がそれぞれ毎月1回、大体行ってまいりますし、あと今のところは事務長制度というのがございますので、六日町地域が二つですので週1回は定期的な事務連絡でございますけれども行っております。あと私の方では大体年3回ぐらいでしょうか。何かあればすぐ行きますし、そうでない場合でも大体年3回ぐらいですか、行って様子を聞いたり、またうちの方に入ってきた情報等について、それをある程度こういった情報が入っ

てきたのだけれども、もう少しこうしてはどうかという部分は行っております。以上です。

岡村雅夫君 若干聞かせていただきたいのですが、3ページの基本方針の中で、「保育に欠けるか否かにこだわることなく」ということが、特に太字で書かれている中の一文であります。先ほどの市の保育・教育方針をというところで、私はちょっとこれがどういう意味をなすのかなというのがちょっとわからなかったの、ひとつお聞きしたいと思います。

それとこれだけの大規模な保育園というか子ども園ということになりますと、当然いろいろ内部というか人員の問題とか、園長さんとか、あるいはスタッフの精査もされたことと思いますが、もし差し支えなければ資格者がいるというような話がありますけれども、園長さんはだれがやって実質的な事務長はどういうかたちだとかというのが、教えられるものであるのかどうかひとつお聞きしたいと思います。

それから先ほど若干ありましたけれども、4ページですが、職員のところで人数を教えてくださいたいのです。非常勤職員とか職員給与とかという試算されているようですが、10年という限られた指定管理という制約がある中で、この辺が非常に受ける方も大変なところだかと思うのですが。正職化して、労働者の立場からすると正職が望ましいわけでありまして、非常勤でやっていくというようなかたちがまん延していく方向になっては困るなというような感じが私はしているのですが。その辺ひとつお聞きします。

そして全国の例では給食の問題で自校方式とかという話で、今の法律では保育園で調理しなさいというようなことがあるかと思うのです。一部特区的に外食産業と申しますか民間が受けて運ぶとかというようなところまで、都内でありましょ、そういうところであるような話も聞きます。こういう点は方針としては、きちんと子ども園で調理されるような計画になっているのかひとつお聞きします。

それから指定管理について、この萌気さんということだけでなく、指定管理というのは本来、私、幼児の保育、教育等については、かなり行政として責任を持たなければならないところであるというふうに思っておりますので、できることなら直営が私はいいいという考えであります。

そうした中で先ほどからの話を聞きますと、連絡あるいは困ったときには、というような話がありましたけれども、実際の内容としては幼児の教育とか保育を一切お任せするというかたちだかと思うのです、指定管理者制度というのは。そうした中で私は提案をしたいのですが、非常にこういった関係では、公共団体 要するに行政と、行政から出向とかあるいは職員を常駐させるとかというかたちも可能というような話を、指定管理者の要綱の中では見えるようでありますので。そういった体制をとって収支の問題でも間違いなし、あるいは待遇面でも問題なしというようなチェック機能というのを働かせていくのが行政としての立場ではないかなというような感じが私です。そういう点ではどういうふうにお考えでしょうか。当然監査はあるという話でありますので、そういった点で何らかのチェック体制をきちんととっていくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

市長 指定管理、民間かいわゆる公営かというその話です。すべてをこうしているということではありません。そしてご承知のように例えば学校だって小学校からみんな私立もありますよ。だから民間が悪いという概念は、やはりある程度捨てていただく方が私はいいと思うのです。粗悪な部分も見られるそういう業者もいますけれども、そういうことではないということを確認を持って。

この前、上町の保育園これもそうしております。それからこれからの計画では、やはり余川、塩沢、これは改築の際にはそういう方向に持っていければという思いであります。決してそうやったから行政が責任を全く丸投げで免れるかということではありません。公設

公設ですから。ですから最終的にはきちんとそこへ、権限もある意味では行使もしますし、当然ですから責任も負う部分が出るということですから、全く投げ売りで、それこそそっくり民間にそっくり売ってしまったという上越市のようなああいうことではありませんので、十分ご理解をいただきたい。

ほかに今、私立で学校から幼稚園から保育園からいろいろありますけれども、そう、たまには変な粗悪なものがあって問題を起しているのが都会の方ではちょっと見受けられますけれども、そういう部分は全く心配いらないと思っております。ですので、ある意味では信頼をいただきたいという思いであります。後は担当課長お願いします。

子育て支援課長 今ほどの質問の中の最初のこだわるとい部分ですけども、認定こども園自身の機能の特性の中に、保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能、というのが大きなポイントであります。保育に欠ける子どもというのは保育園部分に入る方ですし、保育に欠けない子どもというのは幼稚園部分に入るということで、認定こども園についても両方を備えるということです。普通の保育園ですと保育に欠けない子どもは入れないわけですし、逆に今度は保育に欠ける子どもは幼稚園には入れます。そういった部分で、途中で何らかのかたちで働いていたのがまた働けなくなったということで保育園を辞めなければいけないということが、今度はなくなる。同じ保育園の中で両方とも受け入れることができるといったメリットはあります。

あと2番目の園長、スタッフについてお知らせということでございますが、一応公募の中で記されておりますので、園長先生につきましては坂西美和子先生、前浦佐幼稚園の園長先生を予定しているところであります。あとその他につきましては個人名はどうか指定はされてございませんが、それぞれ経験豊かな現在保育士とか、これから募集をして行うという予定になっております。それぞれ園長、副園長、主任あるいは保育士、調理士、栄養士、看護師、医師ということで、人数は決められた人数があげられております。

それらにつきまして先ほど臨時と正職員の比率はどのようになるのかというお話がございましたが、一応これを見ますと計画では調理師の方にパート、あるいは子育て支援事業の方にパートというふうになって記されている部分はそういったかたちになっております。ただ、実際に法律でもそうですけれども、やはり入園の児童とか、あるいは乳児の児童、あるいは発達障害児の児童、そういったので入園にかなり年によって動きがございますので、やはり

全員を正職員とするということは、かなり無理があるのではないかなと思います。一定程度の比率で正職と臨時の対応になるのではないかなというふうに思っております。

あと給食についてでございますが、認定こども園につきましても全国の、国の基準ですと、外から搬入という部分も可ですが、新潟県の県条例の認定こども園によりますと、自園方式ということに決められてございますので、浦佐のこども園につきましても自園方式で実施する予定であります。

あと直営云々、これは市長の方で答弁いただきましたので、行政からの派遣あるいは出向について考えてないかということでございますが、一応今のところはそういったところは考えてございません。これから法人の方とも協議になりますけれども、そういったチェック機能の代案といたしましては、運営委員会というものをもしできれば設置していきたいなというふうに思っております。それは当然法人と市と、あるいは保護者会、あるいは地元の代表、あるいはその次に行く小学校とか、そういった部分の関係者を含めた運営委員会などを設置することによって、そういった働きもできるのではないかなというふうに思っております。以上です。

今ほどの公設民営につきまして、先ほど塩沢というお話がありましたが、一応今後予定されております余川とか中保育園につきましては、今後公設民営化をしていきたいということであります。以上です。

岡村雅夫君 先ほどの質疑の中でもありましたが、26番議員からは赤字覚悟でもという話もあったりしているようですが、私は今の運営委員会、また、収支報告等のそういったものをわかる委員会を、やはりぜひやっていくべきだと思うのです。そうして内容を見てやはりまだ予算がなければできないとか、そういうことがはっきりすると思うのです。そうした中で指定管理者先の質疑でいきますと、指定管理者するがために官でやるよりもどれだけの効率があるとかというのは、やはり人件費とかそういうところに行くわけですが。

人件費を圧迫して私はこの時代よくなることはないと思っていますので、やはりきちんと所得を保証して、そして内需を拡大するという、そういう面からも景気回復をきちんとしてもらわなければならないなというふうに思っていますので。そういった面からでも監視という意味ではなくて、やはりせっかくもしそうなったとしたら、よりよく、働いている人もよく、預ける人もよくというかたちでなければ、これはやはり成功しないというふうに思います。

市長はさっき私立で小学校も中学校も附属も何でもあるという話ですが、そういうところというのは選択の自由があるのです。公もあって私立もある。あるいはいろいろな団体の学校もあったりするわけありますので、そういうことがないがために、どういったチェック機能というか連絡体制がきちんと取れるかということ。そしてその方針がすべてお任せでなくて、いろいろな情報を入れて運営していかないと、そういうことはないと思いますけれども、そういった困ったことだなんて話がぼろぼろ出始めては困るなということ、私は懸念しているものでそういう話をするわけあります。

そしてもう1点お聞きしますが、私、途中抜けておりましたのでわからない部分があって一つ聞くのですが。先ほどの議案の中にもありましたけれども、この施設は地元材を使って保育園をつくるというキャッチフレーズが一つあって、その中にまた精神的な、あるいはそういった環境の問題等で、という話も聞いているわけでありまして。私が若干耳にするところによりますと、非常に大規模な建築のようでありまして、地元の木は木でいいのですが、地元の職人がなかなか関われないようなすごい 要するに私どもが言っているのは、集成材でもう大加工という断面を持った品物になるわけでありまして、工法も何か特殊だというような話を聞いています。

本来私はこういったせっかくであったら、もっと地元の技術、あるいはそういったものを使えるような部分もかなりあったらどうかというふうに感じたのですが、すべて集成材メーカーから来るというような話を聞いたのですが、その点はどんな考え方でいますか。ひとつよろしくお願いします。

学校教育課長 すべて地元の城内の材料を、地元の材木屋さんが買いまして、今、加工してそれを使うことになっています。今、岡村さんが心配している部分については、建物が大スパンがあるということで、言われるように集成材を使います。ただ、仕上げ材等で十分地元の大工さんも関わりますもので、我々としては、請負を出したときに権限は切れるのですが、より地元の大工さんを使ってくださいということをお願いしていくつもりでございます。以上です。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、指定の期間についてお聞きをいたします。今まで公設民営でやってきためぐみ野、あるいは上町保育園、確認ですけれども多分10年ではなかったのかなというふうに思っていますが、それを先に確認をさせていただきます。

子育て支援課長 めぐみ野保育園さんにつきましては当初3年でありました。昨年切りかえて10年になりました。それはもともと業務委託から変わったということで3年です。そして上町保育園さんがありますが、こちらの方につきましては公募して今と同じかたちでやったということで10年になっています。ですので、今はどちらも10年というかたちです。

笠原喜一郎君 私はこの10年という部分については評価をしたいと思っている。というのは子育てという部分を3年だとかあるいは5年だとかというようなことで区切って、また次の変わった指定管理者になるとかというようなことになると、そこで保育を受けている子どもたちにとってみればやはり不安になるわけですので。そういうことで私はこの10年というのは評価をするわけです。

ただ、指定管理者という制度という中で 余りまた期間を置くとその反面また、もうその方々に10年なら10年といった期間、任せるということになると、本来の趣旨もまた民間の力というかそういう部分が発揮しづらい部分もあるわけですがけれども。ただ、働いている人たちが余りやはり短期間でなくて、ある程度のこういう10年というスパンの中で、人材

を確保してそして保育に当たる。あるいは、文化スポーツ振興公社は多分これはまだ5年だ
と思うのです。やはりああいう部分の、きちんとやっていかなければならない部分につい
ても、利益を生むようなところではないわけですので、専門的な職員を養成をするというよ
うな意味からしても、あらゆる指定管理を今やられているところの指定の期間というのは、や
はり見直しをしていただければなというふうに思っています。そういう意味で今回初めて、
すぐでありますけれども10年というそのことは、私は保育という部分からすれば、いい設
定かなというふうに思っています。ほかもやはりそういうかたちで見直しをしていただきた
いと思っています。

子育て支援課長 ありがとうございます。10年につきましてですが、今ほど言われた
とおり保育園の管理運営業務というのは、専門性と継続性が求められるということで10年
にさせていただきました。

あと競争性とおっしゃいましたが、確かに競争性といいますよりは問題はサービスで、保
育園の運営費につきましては、例えばどの法人が受けたとしても国の決められた運営費で
するようになります。ですので、そういった競争性というよりもどういったサービスがしてい
ただけるかというのが一番になってまいります。

10年でまた見直し的时候には、行ったサービスですとかそういったものについて検証し
たり、またアンケート調査、前回、めぐみ野さんの切りかえのときはアンケート調査をさせ
ていただきました。そういった中で、またできることであればそこで切りかえるというより
も、よいサービスの継続性が求められるわけですから、そういったときにはまた継続ででき
れば一番いいのかなというふうには思っております。

それと先ほど指定管理については丸投げではないかなんていうふうなお話がございました
が、決してそうではないということをお願いしたいと思います。一応、公でつくった市の
保育園でございますので、市の方であくまでも責任を持つということと、市の方にも保育計
画あるいは教育方針がございますので、それにしたがっていただかなければいけないと思
いますし、もともとが保育園は保育指針と幼稚園は教育要領に基づいて大きなあれがあり
ます。あと最低基準等もございますのでそういった部分は、きちんと安心してよい保育をして
いただけるとものというふうに思っております。市もまた責任をもって臨んでいきたいと思
っています。

副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

副 議 長 討論を行います。

反対ですか。

(「反対ではないですけど一言」の声あり)

反対討論。中途半端なことはしないでください。

岩野 松君 38号議案に一言いいたくて出ました。(「賛成か、反対か」の声あり)最

後に言います。私は特に学校前の子どもたちに関しての指定管理については賛成をしてきませんでした。そういう意味では反対ですけれども、そしてしかも認定こども園というのは、全くこの当市でも、それから法律ができてからも何年もたっていないくて、まだまだ不備が多いといわれています。そういう中で初めて行うのに指定をしてしまうということもいかなものかなという思いですが。

今のいろいろな質疑を聞きながら、しかも比較的運営委員を強固にするという意見もありました。受けた方も医療法人でもあり、しかし、非常に今までのことから聞くと随分いろいろな幅のある教育論があるように聞いておりますし、それはそれで私も不満があるわけではないのですけれども、そういう中できちんとまとめていってほしい。それから180人定員に対しても大変な状況になるのだらうと思いますけれども、そこら辺も市としての管理を十分してほしいということを添えて、賛成として討論に参加しました。よろしくお願いします。

副議長 次に反対者の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 採決いたします。

第38号議案 南魚沼市立浦佐保育園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

副議長 日程第16、第39号議案 字の変更について(塩沢地区)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第39号議案 字の変更についてご説明を申し上げます。5ページに字変更を必要とする理由が資料で添付されております。本件は昭和55年11月25日に換地処分をした県営総合農地開発事業の塩沢地区で、高棚川河川改修工事のために丈量測量を行いました。その際、換地図と境界に不一致があることが判明をしたものでございます。所在は、長崎字原芝野2310番の土地で、建設省名義の土地でございましたが、平成21年度に分筆、払下げを完了しております。それにより事業地区界が変更を生じ、今般、別紙の変更調書のように変更させていただき、告示の日から施行をしたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

副議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

副議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

副 議 長 採決いたします。

第 3 9 号議案 字の変更について(塩沢地区)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第 3 9 号議案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 続きまして、日程第 1 7、第 4 0 号議案 字の変更について(寺尾地区)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第 4 0 号議案 字の変更について、ご説明を申し上げます。本件は 5 ページに変更の理由が資料で付いておりますが、国土調査事業第 2 計画地寺尾地区でございますが、において一画地でありながら字の相違により合併できない筆を整理したり、あわせて不整合を整理しようとするものであります。

3 ページの変更調書記載のように変更前から変更後に変更させていただきたいものでございます。また、国土調査法第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証の日から施行をしたいものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

副 議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

副 議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

副 議 長 採決いたします。

第 4 0 号議案 字の変更について(寺尾地区)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第 4 0 号議案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 日程第 1 8、第 4 1 号議案 市道の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは、第 4 1 号議案 市道の認定についての提案理由の説明を申し上げます。今回の市道認定は 4 路線を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他で、

起終点の地番、規模の延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。また、いずれも地元行政区より市道認定の申請が提出されておるところでございます。

それでは議案資料の図面の方で説明させていただきますので、1枚めくっていただきまして図面番号1でございます。青木新田地内の路線でございます。袋小路の道路でございますが、市道の認定基準を満たしておりますので、その他市道青木新田北原2号線 延長36メートルとするものでございます。

続きまして図面番号2でございますが、これは法音寺地内の路線でございます。その他市道法音寺連絡2号線 延長84メートルでございます。この路線につきましては、地元行政区より簡易舗装であるということから舗装補修の要望が出ているところでございます。

続きまして図面番号3でございます。上薬師堂地内の路線でございます。その他市道熊ノ堂2号線 延長は41メートルでございます。この路線については、地元行政区より道路改良の要望が提出されておるところでございます。

次に最後でございますが図面番号4、これは上町1丁目地内の路線でございます。この路線につきましては、地下水採取規制区域に位置する袋小路道路でございます。これにつきましても認定基準を満たしておりますので認定するものでございまして、その他市道仲田2号線 延長92メートルでございます。

以上4路線の新規認定でございますが、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

副議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

副議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

副議長 採決いたします。

第41号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

副議長 16号議案に入る前にここで休憩をさせていただきます。2時40分再開しますので、お願いいたします。2時40分です。

(午後2時20分)

副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

副議長 日程第19、第16号議案 平成22年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

副議長 審議の方法についてお諮りいたします。

市長の提案理由の説明、総務部長の予算概要説明のあとに、予算全般にわたる大綱質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、その後歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように審議をしていただきます。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第16号議案 平成22年度南魚沼市一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたように一昨年9月のリーマンショック以降、国、地方を通じて雇用、景気の状態は依然として厳しい状況が続いております。個人所得、企業収益の減少、悪化により税収の大幅な落ち込みが予想される中で、一つに雇用景気金融対策、二つ目として子育て環境の充実、3番、教育環境の充実、4番、コミュニティ活動の推進、そして財政の健全化、これを重点施策として編成作業を行ったところであります。

地方財政計画において過去最大の財源不足額が見込まれることから、国において処置された地方交付税及び臨時財政対策債の増額により税収の落ち込みを補てんとともに、職員数の削減による総人件費あるいは内部経費の削減、これらによって財源を確保し重点策の実現に向けて取り組んだところであります。結果として対前年度比8億2,800万円、2.8パーセント増の総額299億4,500万円の予算となっております。なお、前年度の繰上償還分を除いた実績の比較では15億4,368万円、5.4パーセント増となります。雇用景気に最大限配慮し、安心・安全なまちづくりを目指した積極的な予算編成ができたものと考えております。

また、消防庁舎改築事業に対する継続費及び魚沼基幹病院建設に伴う医療福祉センター駐車場整備を土地開発公社へ委託するための債務負担行為も設定をいたしました。雇用をはじめとした社会状況は予断を許さないものとなっております。市の課題も山積しておりますので、今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。概要につきましてはそれぞれ担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

副議長 次に総務部長が予算の概要説明を行います。

総務部長 それでは、16号議案 平成22年度一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

本件、一般会計予算に関連する資料といたしまして既にご覧になっていると存じますが、

市長施政方針資料の15ページ以降に記載をしてございますし、より具体的には右上に第16号議案から第23号議案資料1とあります平成22年度当初予算関係資料並びに同じく議案資料2総合計画政策体系と平成22年度予算に記載をしていますので、よろしくお願いをいたします。

それでは右上に第16号議案から第23号議案資料1と記載されております。はい、これです。平成22年度当初予算関係資料をお出しいただきたいと思います。2ページをお願いいたします。1の予算規模でございますが、市長が提案理由で申し上げておりますが当年度予算は総額で299億4,500万円でございます。前年度繰上償還分と借換債を除いた比較では10億4,368万円余りで、5.4パーセントの増で編成をしてございます。2の主要施策につきましてはご覧をいただきたいと存じます。

次のページ4ページをご覧いただきたいと思います。3では主要な投資事業の一覧でございますが、一部補正を含みますけれども21事業、額にして39億5,162万円を計画しているところでございます。

次の5ページ4の一般会計前年度比較表をご覧ください。ここで概要をご説明申し上げます。1款 市税では市民税をはじめとする7税目で構成をしておりますが、景気の状態から個人所得の落ち込みと企業活動の停滞のため、市税総額では前年度比5.5パーセント減の71億5,491万円の計上でございます。

2款 地方譲与税3億5,200万円、3款 利子割交付金1,680万円、4款 配当割交付金210万円、5款 株式等譲渡所得割交付金130万円、6款 地方消費税交付金5億9,710万円、7款 自動車取得税交付金8,570万円につきましては、それぞれ前年度決算見込み並びに地方財政計画の伸び率を参考に計上しているところでございます。

8款 地方特例交付金1億357万円では、税源移譲に伴う住宅取得特別控除の減収補てん分、自動車取得税減税に伴う交付金の減収補てん分、児童手当、子ども手当の特例交付金を見込むとともに、平成11年度の恒久減税に伴う減収補てん分の経過措置が前年度21年度であります。で終了したことによる特別交付金が前年度より1,310万円の減になっております。

9款 地方交付税であります。当年度の地方交付税の総額は自治体配分ベースで6.8パーセントの増、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の総額は17.8パーセントの増である状況から、普通交付税では前年度当初比4.5パーセント増の91億1,100万円、特別交付税では前年度と同額で地方交付税の総額で99億7,100万円の計上をしております。

10款 交通安全対策特別交付金1,050万円につきましては、ほぼ前年と同様な計上でございます。

11款 分担金及び負担金5億4,610万円余りでありますが、主な部分は保育園の入園費をはじめとする児童福祉費の負担が全体の88パーセント近くを占めている部分でございます。

12款 使用料及び手数料6億1,801万円余りは、可燃ごみ処理手数料の減が主な原因であります。

13款 国庫支出金22億2,600万円余りですが、前年度に比べまして学校関係の補助で2億円余り、農業関係で3,700万円余りの減額ですが、児童福祉費で子ども手当の関係の増が6億8,339万円ほどでございます。

14款 県支出金21億1,596万円余りでは農林水産業で森林整備加速化、林業再生事業など林業関係で2億6,022万円ほど。これはほとんど木造公共施設整備補助として認定こども園に財源充当でございますが、労働費、雇用関係で1億9,713万円ほど、社会福祉費の介護基盤緊急整備等、特例交付金等で2億1,205万円の増となっております。

15款 財産収入では3件の土地売払収入を計上しております。

16款 寄付金につきましては目出しでございます。

17款 繰入金6,850万円ほどは主に「愛プロジェクト推進基金」からの繰り入れでございます。財政調整基金の取り崩しがなくて予算が編成できたということでございます。

18款 繰越金は前年度と同額の1億円の計上でございます。

19款 諸収入では湯沢町さんとの受託収入で、斎場、消防などの部分1億2,938万円余りの増。また、被災地域緊急雇用創出事業の終了で1億2,400万円ほどの減額というふうになっております。

20款 市債40億8,300万円では摘要欄にあるような増減でございますけれども、建設事業の財源として起債できるものは合併特例債を優先的に活用する方針で計上をしているものでございます。

次に6ページをお願いいたします。歳出について概要を申し上げます。

1款 議会費での減額は定数削減の部分でございます。

2款 総務費では前年度とほぼ同額70億7,580万円ほどでございます。

3款 民生費では61億9,713万円余りであり、前年度に比べ9億6,866万円ほどの増であります。摘要欄記載の部分による増額計上でございます。

4款 衛生費では36億2,540万円ほどでございますけれども、斎場改築、榊形山不燃ごみ埋立地処分施設関係で2億832万円ほどの増でございます。

5款 労働費では3億6,837万円余りでございますが、2億1,157万円余りの増額で昨年度の134パーセントに上る雇用創出事業に取り組もうということでございます。

6款 農林水産業費では3.6パーセント余り減の10億581万円ほどでございます。

7款 商工費6億3,760万円ほどであります。3パーセントの増額でございます。

8款 土木費33億1,003万円余りでございますが、県営事業等の負担金減によるところでございます。

9款 消防費8億4,300万円余りでございますが、消防庁舎建設事業にかかる部分が主な部分でございます。

10款 教育費では9,525万円余りの増の25億6,817万円ほどでございますが、

摘要欄に記載のように大きくは認定こども園の建設事業の部分でございます。

11款 災害復旧費では1,342万円ほどでございます。

12款 公債費では40億9,852万円ほどございまして、前年度繰上償還の部分が減額というふうになってございます。

13款 諸支出金につきましては10万円でございますし、14款 予備費では昨年度と同様の5,000万円を計上させていただいております。以上が歳出でございます。

なお次のページ以降に5として性質別予算等の状況、6の会計別予算総括表、7の各会計別起債残高表、8の基金残高表、9の予算と財政健全化計画がそれぞれ記載をされておりますし、先ほど申し上げました別冊の総合計画政策体系と平成22年度予算では施策別の主要事業が記載されておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

次に平成22年度一般会計及び特別会計の予算書をちょっとお出しいただきたいと存じます。予算書の1ページをお願いいたします。第16号議案全体でございます。それぞれ第1条から第5条までのように定めさせていただきたいものでございます。

9ページをお願いします。予算第2条にありますように、第2項 継続費をお願いしたいものでございます。表にありますように消防庁舎改築事業の総額10億6,520万円をそれぞれの年割額で継続費の設定をお願いしたいものでございます。

10ページをお願いします。予算第3条の第3表 債務負担行為であります。新潟県が起工する基幹病院建設事業において医療福祉センター駐車場整備にかかる用地取得並びに整備工事を南魚沼地域土地開発公社に依頼するところでありますが、これにかかわる事業資金の元利の合計について平成29年度を期限として、債務負担行為を設定させていただきたいものでありますし、あわせて公社が借入れを行う借入先の元金、利子の債務保証の設定をここでお願いしたいものでございます。

11ページでございます。予算第4条の第4表 地方債であります。市債40億8,300万円の設定をお願いしたいものでございます。なお詳細につきましては予算書の後ろの方に出てまいりますのでご覧をいただきたいと存じます。

予算第5条の記載の地方自治法に基づく一時借入金の限度額につきましては、前年度並みの35億円と定めさせていただきたいものでございます。以上で第16号議案の概要説明を終わります。以上です。

副議長 それでは予算全般にわたる質疑を行います。

寺口友彦君 市税が4億円ほど減であり、非常に落ち込みが多い中でも地方交付税が4億円ほども増と。臨時財政対策債、これは一般質問の議論でありましたが2億円増ということで歳入の確保は図られているかなというように思います。が、問題はこれからの税の収納と、それから臨時財政対策債については発行可能額であります。この算定が果たしてどうなるのかという部分で、これがもしも減額だという場合についての備え、備えですね、備えについての考え方をまず1点お聞きしたいのと。

それから繰出金であります。昨年と比べて7,660万円の減でありますけれども、例

えば国保会計を見れば基金残高628万円と非常に少ないという。こういうを見れば実態にあった繰り入れをするべきではあったかなと思うのですが、その点についてのお考えをお聞きするものであります。以上2点。

市長 予算でありますので見込みで立てさせていただいております、もし、歳入不足という事態が生じますれば、財調の基金取り崩しとか。また、このあと21年度の決算でどの程度の繰越金が出るのかちょっとわかりませんが、今の状況では1億円見えていますけれども、除雪もちょっと余るだろうというような思いもあります。これから精査してみても、ですから具体的には財調をいよいよの場合はそれを取り崩さなければならぬということだと思っております。

それから繰出金ですけれども、国保の場合につきましては、国保の社厚の委員会の方でも確か申し上げておると思いますが、来年度以降このままで国保の会計が持つわけがありませんので、いわゆる特定者に対しての一般会計からの繰り出しが、繰り出すことは例えば可としても、ではどの程度がいいのかとか。いや繰り出すことは不可だとか。この議論を個々の運営審議会でも1年かけて議論していただこうと。

ですので今年、当初は今9パーセント増、税をですね。今、皆さんに提示しているわけでありまして、5月の税の確定後は簡単に予測しますと18パーセント・・・28か。(「18」の声あり)18パーセントぐらいの値上げをしないとなかなか会計が回らないだろうと。ただ、その18パーセントの値上げは一切しません。しないで1年間やってみて例えば赤字が出る、それは繰上充用。23年度予算の繰上充用をしながらまずはのいで、恒久的という根本的な国保会計のある意味での改善を図らなければならない。そういう思いでありますのでよろしくお願いたします。

やはり簡単に国保が足りないから2億円、3億円ぼんと繰り出すという状況といいますが、きちんとした合意を皆さん方から、市民の皆さんも含めていただかないとこれは非常に厳しいことだと思っておりますので、そういう手法でやらせていただきたいと思っております。

寺口友彦君 財源がちょっと確保できない場合については財調の取り崩しというお考えですから。昨日でしたか過疎債、過疎債の方が6年延期だということが出ておりましたので、過疎債についての有効的といいますか活用について。これでもうソフト事業には使えるようになったという話もありますので、これは当然いろいろな面で活用できるのではないかなというような思いもあるのですけれども、この辺についてのお考えをちょっとお聞かせ願いたい。

それから繰出金についてでありますけれども、財政健全化計画。今年度、22年度予算ベースで見ると106.8パーセント達成であるというように出ておりますが、この繰出金については残念ながら87パーセントぐらい。金額にして約1億円ちょっとぐらいということですので、私はこの計画は計画としてもっと上回っての、まだ予算でありますから、決算を見てきっちりした数字が出て、それをもっと達成率が上がっているべきものだ

なというように思っておりますが。その中でもこの繰出金についてちょっと1億ほどというような予算、少ないというのであれば、私はこの辺について確かに1年をかけて個々についての繰出金もそうでありましたけれども、それ以外についての繰出金についても、もうちょっと柔軟に対応していくというお考えがあってもよいのかなと思いました。この2点について。

市長 ご承知のように我が市は、過疎債は適用になりません。（「大和は」の声あり）過疎債は我々は発行できません。（「へん地債」の声あり）過疎債と言ったでしょう。ありません。ないです。失礼。

それからこの繰り出しが財政健全化計画の中でまだ達成部分が少ないわけです。これはご承知のように結局、水道、病院というのが主なものであります。繰り出しはですね。それをある程度削減できればということだったのですけれども、ちょっとやはりそこまではいかないということでもあります。ですから、その分は水道が主かな、水道、病院ですけれども。これを例えば計画通りにぎりぎりやるということになりますと、水道料はともこのままでは持ちませんし、病院も赤字幅がどんどん拡大するということになる。大体法定繰入的なことで今やってきていますけれども、状況であります。

ですから、当然22年度の執行が終えるころでしょうか、今ごろになりましょうか。今までの5カ年の部分の最終的な検証をまたやらせていただいて、しからばまた23年度以降どういうかたちできちんと財政を、基盤を確立するために取り組むかということは、またつくり上げていかなければなりませんし、また皆さん方にも こういうふうに明確に数字がこの部分が、この部分が、ということにはなるかならないかはわかりませんが、方針的なものはきちんとお示しさせていただきたいと思っています。

牧野 晶君 3月議会の一般質問も21人という人数がしたわけですが、その中でこれから予算審議入っていくわけです。私ちょっと聞いてみたいと思うのが、部長制が始まっているわけですね。部長制の中で市長は再三各部長の方にも権限を渡してとか、また、いろいろな部長自身にも考えてもらってということをやっているわけですが、各部長一人一人に例えば一般質問が終わっての感想というのを聞いてみたいなど。22年度に向けての、そういうのを私は聞いてみたいという思いがあるわけですが、その点、市長の許可があれば聞けるわけですが。どういうふうに考えているのか市長の方で答えるというのは、毎年大体そういうふうにさえぎられてしまうのですが、できれば部長に考えを聞いてみたいという思いがあります。

あとそれとよく市長が言われるのが、今回の予算でも人件費の削減。その削減のわけですが、私正直、毎回毎回いつも思うのが、職員数が減っていつか減っていつか減っていくというわけですが、合併で人数が減った点もあるわけですね。あと、では市の独自の行財政改革によって減ったところはどこですかといつも聞くと、なかなか答えてくれない点があるので。大綱質疑ということで大きな点があるので、ぜひ、こちらについては市長の方に把握をしていただけるのかしてないのか。

何でこういうことを聞くかといえば、合併は合併で三つあったのが一つになったわけですから、それに対して人数が減っていく点は当然あるわけです。逆に市の方の独自努力でどれだけ減ったというのは、別の問題だと思うわけですがけれども。そのところの回答がいつもいただけないので、しょっぱなになりますますがよろしくお願いします。

市長 各部長に感想を伺うというのは、私に許可なんて言わないで、議長が許可すればいくらでも思っている方は答弁しますから。私が、私のかわりに答弁しろというのであればしますけれども。これは私に聞いたことではないので、議長にひとつお伺いを立ててみてください。私はどちらでも結構であります。

牧野議員ね、いわゆる人件費削減とか、合併は何のためにしたか。合併はまず何のためにしたかですね。これはやはり効率のいい行政を目指そうということも一つ入っているわけです。そうしますともう合併、即、一つの大きな目標は人件費削減ですよ。だから、それを今度は財政の健全化計画の中に入れて、それを今度はきちんと明示をしてやっているわけですから。

では、合併して減る分はこのくらいで、そうでない分はこのくらいでなんてなかなか割り出せません。今、相当努力はしていますよ。相当努力はしています。ですから、それをきっちり分けると言われてもそれはわかりません。例えば私たちは本庁方式でこうやっていますから相当減らしました。お隣はまだそれができないのですね、ですから職員なんてそう減っていないです。そこが努力であり合併効果ということですから、トータルに考えていただかないと。そんなにパッと竹を割ったみたいに分けられるということではない。

ですから、トータル的な合併効果というのが非常に一番大きいわけです。ただ、これも不断の努力をしなければ、組織を改編したり、今言ったように庁舎を寄せたりとか、それから指定管理者制度に移行したりとか、そういうことをやらなければ、これは合併時とそう変わりませんよ、職員数は。ですからそれが努力だと。それをお認めいただきたい。よろしく願いいたします。

総務部長 ずっといると大変時間もかかりますので、私がちょっと総括でお話をして、お答えで勘弁させていただきたいと思います。一つはこの一般質問を3日間お聞きして、非常に議員先生方は勉強していらっしゃるということが、本当にはっきりわかりました。（「余り持ち上げなくていいのだよ。」の声あり）私が感じるところは、今、議会改革で一問一答があるわけでありますが、あくまでやはり市長と議員各位のやり取りが原点でありますので、余り小さな部分といいますか事務室でお聞きになれば十分だというようなことはお聞きいただかない方がと、というような気持ちを持っております。余り素直に言っているのかどうか分かりませんが。

それからもう一つはこの放送。今日は入っていませんが、一般質問は庁内全部インターネットで流れております。やはり職員も議員各位の話を聞いているはずですし、私たち、一般質問の市長の答弁を聞いているはずですので、やはりそこでまたひとつのきっかけができて、仕事に行けるのではないかというふうな感じを受けております。雑ぱくですが以

上3点で代表だということにさせていただきたいと思います。以上です。

牧野 晶君 人件費の方ですけれども、市長言われるトータル的な部分で判断してくれというのは、それはそれで市長の言っている意味はわかる点はあるわけですけれども。例えばコンピューターを入れたから何人減ったとか、そういうのはやはり効果を出してもらわないと。こっちの方はこっちの方で考えがわからないわけです。実際の効果対費用と費用対効果を。

そういう点を私は出していくのが非常に重要だと思います。何でも合併効果だとか、ときには合併効果と言ったり、ときには職員の努力のたま物によるなんて言われれば、全然全然、基本的な部分がどこにあるのか私はわからなくなるので。これは行財政改革というかスリムな行政をつくっていく。市の職員の役人意識を鼓舞していく上では、私は大切なことだと思うのですが、その点について考え方をお聞かせさせていただきたいという点と。

総務部長の答弁として一つ大変ありがたかった点は、トータル的な考えがあったというのはわかるわけですけれども。それと同時に私が聞いたかったのは、例えば経済対策とか、また財政を心配している点がいろいろな議員からもあつたりしたわけですね。あとさまざまな要望があつて。そういう点を踏まえて思うところ。

そっちの方の質問の仕方がどうのこうのとかそういうところではなくて、将来を思うにあたっての意気込みや考え方をまた聞いてみたいなって思ったのです。そういう手法じゃなくて、そちらの方にも多少考えがあつただけだと、私はよかったなという思いがあるのですが。私の質問が悪かった点もあるのですが、そのところをちょっと答えをいただかないと、一般質問を聞いているときは、こんな質問してほしくないなということしか感じていないのかなという。他の部長さん、そういうふうにも聞きこえてしまう点もあるかもしれないので、そういう点でちょっと、またすみませんがよろしくお願いします。

市長 さっきも触れましたように、合併効果と合併をしたからとにかく職員も減らせるわけです。これは合併していなければ各町ではほとんどやはり減らせない。いつも言いますがけれども同じ建設であれば建設というものを三つ持っていたわけですから、建設課というのを。合併して今度は一つになれば、単純に3分の1とは言いませんけれども。

そういう中で具体的にと言いますと、ですからさっき触れましたように庁舎を本庁方式にしたことによる効果。これがどのくらいだなんてまだとっても私はすぐわかりません。それから指定管理者制度移行への人件費の削減。あとは不断の努力ですよ。例えばコンピューター1台入ったから人数が何人減ったなんて、ちょっと私はわかりません。あれはコンピューターなんていうのはもう前から入っていましたから。別に合併して入れたわけではありません。

ですから、何をやってどのくらい減らしたというのは非常に難しいです。だって合併をしていなければ、本庁舎方式も何もないわけですから。例えば指定管理者制度がちょっとできて一人や二人減ったかという程度でしょう。ですから、これだけ減らしていけたとい

うのは、合併という部分とそれに伴っての機構の改革です。そういうことでひとつご理解いただきたい。

なぜ、この人数が何のために減ったかということは・・・そんなことできるのか。職員の能力が高いから二人でやらなければならないところを一人でやれたとかということだっ
てあるかもわからないですね。それを全部はつきり出せ、なんて言われてもわからないの
で、それはトータルで考えていただかないとわかりません。ちょっと無理だと思います。
ですので、お言葉を返すようではありますがトータルの効果、そういうことでご理解いた
だきたい。

それから各部長に。本来ですとこういう正式な議場で皆さんの一般質問に対する感想と
いうのは、ちょっとやはり、私の立場からすると本来は聞いていただきたくはないです。
私とあなた方の議論ですから。それを聞いていてどう思ったということは本会議場ではな
くて。やはりそれはあんまりこんなところで、議事録に残していろいろやるものではない
という思いですが。議長が指名すればこれはあれですから、議長の判断にお任せいたしま
す。

副議長 この問題は、私は議長ではありませんけれども 今は議長ですけれど
も、これは議運にかけてきちんとまた審議するべきであって、やはり私もここではする必
要はないというふうに思っています。次、質問よろしいですか。

腰越 晃君 大綱ということで、聞けないことを聞かせていただきます。今ほどの1
0番議員の関連で最初に聞きたいと思います。やはり人件費の削減というそういう重大な
問題について、確かに、今、市長は分析する方法はないとおっしゃいましたけれども、ご
ざいます。やる気になればできるのですが、それをやって本当に有効なのかどうかとい
うのは、私自身も判断できないのですが。いかにどういう仕事、複数の仕事をこなしてい
ても、それを一つ一つ分析をしながら、どの仕事に職員一人がどれだけかかっているのかと
いうことを分析できますし、仕事のやり方やそういったものをまた改善していくという方
策はあります。ただ、市がそれをやるかどうか、やる気があるかどうかの問題だと私は思
っていますが。

前置きはいいいのですけれども、まずお聞きしたいのは一般会計における一時借入金、こ
れが発生しているのかどうかということ。通年を考えてここ数年間の動向で結構ですので、
どういう時期にどのくらい発生しているか。おそらく年度末には全くゼロになっていると
いうように認識しておるのですが、そのところをまずお聞かせください。

それから今、12番議員から質問があったのですが、繰入金。特にこの繰入金の中で病
院会計への繰入金についてお伺いをしたいのですが。ご承知のように病院会計の累積欠損
は17億円で8億8,000万円の一時借入という状態になっているわけで、非常に厳しい
状況です。そういう中で地方公営企業法全部適用と、こういう方向性を市長は選んだわけ
ですけれども、そういった中ではより一般会計からの繰り出し、病院会計の繰り入れとい
うのは、一般的には厳しくなるとそういうふう考えられる。そういう認識をしておるわ

けですが、非常にそういう厳しい病院会計の中で市長は、一般会計からの病院会計への繰り入れについてどのように考えておられるのか。

今の、本当に経営改善をしていってほしいと、そういうふうに願っているわけですがけれども、やはり一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ないのではないかなと、そういうところも強く感じております。そういうところで市長はどのように考えておられるのかお伺いをしたい。

次は市税関係の滞納繰越分。これについては相当額あるかと思いますが、ここに滞納繰越分、それからどのくらいまた収納するのだと。そういうような・・・歳入でやりますか、わかりました、はい。今の言い出したことは歳入の方でやりますので、二つの質問に対して答弁をお願いします。

市長 先ほどから申し上げておりますように、例えばですね、合併をして市になったわけです。市になって、やはり町村のときと仕事の量も内容も大変違うのです。ですから、町村のときのままであって、ではどうだという比較はできるかもわかりません。ですから、仕事の量はこのくらい増えている。だけれども人数はこのくらい減っているという部分がありますから、単純にこのことでこれだけ減ったということは出ないのです。それは絶対出ませよ。やればできると言たって出ません。

例えば市民課一つだって、何ていいますか合併したことによってそれぞれの三つの部分がみんな来るわけです。それがどのくらい増えているか、それは来た件数でいえばわかるかもわかりませんが、内容も全部違いますから。ただ、ただ合併をして例えば三人減らされた。だけれども例えば5人減っているとしますと、ではその部分は何で減ったなんていうことはなかなか。仕事が増えているわけですから、仕事が増えていれば当然人数は増やさなければならないわけです。それを全部精査していけなんてことはまずでき得ない、そういうことを言っているのです。

ただ、さっき言いましたように例えば庁舎を本庁舎方式にして、こういう部分が削減できたとか、それは出ますよ、そんなものは出ます。ですから、その程度であれば出ますが、結局それもこれも合併という選択をしていなければできなかったことですから、その選択がまずは正しかったということと、一番の効果は合併だ。ですから、合併をしてもそういう改革が進まないところと、我々はでもおかげ様で行財政改革は進んでいる。それをみんなトータルに考えていただかないと非常に難しいと思います。セクト、セクトで、どうだ、こうだというのは非常に難しい問題ですので。考えてはみませけれども、出せるか、出ないかはわかりません。

それから一借はあとで会計管理者から申し上げますし、病院は全適にしたからいわゆる繰り出しが厳しくなると、病院にすれば繰り入れの方ですがそういう問題ではありません。そして今はおおむね法定的な基準に基づいてやっているわけですがけれども、去年というか21年度は、相当額を景気対策もあったわけですがけれども、それらを繰り入れというか補助金で出していますし。

会計そのものが持たないとかという 例えですよ、そういう状況が出てくれば、これは当然一般会計で補てんをされる部分はしなければならないという思いですから。ただ、余りそれをあてにしてやっていてもらっては困る。そういう意味で宮永先生をはじめ病院の皆さん方も、まずは自分たちで頑張ってみよう。そのかわりもっと動きやすくしてくれと。そういうことから全適に入っているわけですので、その経過を見ながら、赤字で潰しましたなんてことだけはしないようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

会計管理者 それでは一時借入金についてご説明を申し上げます。私どものところで管理をしておりますのは、企業会計を除く一般会計と特別会計。これは一括全部管理しております。その中で一時借入金は主に一般会計と現在下水道会計二つで一時借入を行っております。

一般会計につきましては、金額的には10億円から20億円程度を1週間から2週間程度。これは3月の下旬になりますと長期借入金の返済期限がきまして、25日から月末にかけて断続的に相当額の返済があります。返済する期限分の次の借りにつきましては、ほとんど4月、5月になってからまた長期借入を起こしますので、事業費関係が支払いが先になって借りに後になるという関係から、4月に交付税が入ってくるまでの間の1週間から10日ぐらい。年によって違いますが大体10億円から20億円ぐらいを一時借入させていただいております。

下水道事業につきましては、非常に高額な投資をしておりますので、年によっては2月頃から1カ月程度一時借入。やはり金額的には10億円から15億円ぐらいさせていただいて、長期借入が起きた時点で返済をしているという状況でございます。したがって金額的には大きいのですが、期間が短いために金利的には100万円前後で納まっております。以上でございます。

腰越 晃君 一時借入の状況はわかりました。ありがとうございます。よく夕張市の財政破たんが例に出されるのですが、やはり今の当市の状況はそれとは比較にならない状況であると私は判断しておりますし、一応健全の域にあるというそういうことではないかなと思います。

最初に私は質問したつもりはなかったのですが、申しわけありませんでした。ただ、現状で市長は合併効果というものをきちんと分けることはできないと言われましたが、現状行っている仕事を今後どのように変えていくのかと。今後どういう人員体制で進めていくのかというところを考えて、計画的に人員削減、あるいは仕事というものを見直していこうと考えた場合には、さまざまなやはりそういった手法分析というのはありまして、できることは可能ですし、やっている市町村もあるということ。そういったところも今後の中では検討されてもいいかなというように私は考えております。これについては、答弁は必要ありません。

それから繰入金ですが、やはり病院会計についてはもう一步踏み込んで、確かに経営改善というものを待つと。その効果というものを期待しているという、これは当然ここにい

る議員全員も市長の気持ちと同じだと私は思うのですけれども、やはりかなり厳しい中でこれ以上累積欠損というのを積み増していくのは問題あるのではないかなというように思っております。これについてはやはり状況を見ながら、もう少し踏み込んで検討すべきではないかなと私は考えておりますが、もう1回市長の考えをお伺いしたいとそのように思います。

市長 適切に判断をさせていただく、という以外に何か申し上げられる言葉はございませんけれども、当然いろいろのことは考えながら、さっき触れましたように、余りにもひどい状況になって士気の低下もあって、もう病院経営がなくなかったなんてことには絶対ならないようにしなければならないと。そういう思いの中で年度、年度、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

井上智明君 総括の質疑ですので、今ほど人件費のことが話題になっておりますけれども、私はかなり市長、この予算を見て合併効果が出ているなど。人件費が20パーセントを切っているのですね。計算すると大体19.5パーセント程度だと思っておりますが、これは合併効果以外の何ものでもないとは私は評価をしております。基金を取り崩さないで299億円余りの予算が組めたということは、合併効果が出ているのだなという思いがしております。

それで性質別の項の中で見てみると、消費的な経費が71パーセント程度でしょうか。投資的経費が16パーセント程度ということで、どうしても財政が硬直しているかたちがこの数字上は見えてきています。それが予算と財政健全化計画の評価の中にも結果的に数字としてあらわれておまして、投資的経費の抑制というのが123パーセントということで、公債費の削減の項目の173パーセントを除くと全体の中で非常に成績がいいということは、要は建設的ないわゆる投資的な仕事の量が出ていかないと。市として発注が少ないという方向に見てとれるのです。

やはり景気の悪いときは公がある種、財政を支出していかないと市場の景気はよくなるという原則がありますが、そういう中であっても国県の仕事が出てこないことという中で、市とすれば独自のことを組みにくいという部分もあるかと思いますが、それについて市長のお考えを1点伺っておきます。

市長 率的には確かに今おっしゃっていただいた。ただ、これを見ていただきますと、20年度から確か21年度もそうだったわけですし、21年度から22年度でもこの投資的経費、特に建設事業費9億1,200万円増えているわけです。ですから抑制、抑制といいましても、ある意味で起債をどんどんやって補助金が付くものは別にいたしまして、起債をもうそれをどんどん起こして、もうとにかく拡大しろ、拡大しろという方向は、きちんと抑制していかなければならないということです。ですから、この中では、今これでご覧いただきますように、増えている分は投資的の方が9億800万円、消費は1億3,000万円ぐらいですから、ある意味では景気対策的な部分が21年度には非常に色濃く出ているというふうにご理解いただきたい。

ここが議員もご承知のように、27年度までは特例債利用も含めてある程度ここへいきましますけれども、それから一挙にもう半分ぐらいに落ちてしまうのです。この辺がどういうギアチェンジをしていけばいいのかというのが非常に悩ましいところだと思っておりますが、当面はそういう財政運営を続けていく。

ただ、やはり硬直化していることは否めません。経常収支比率も非常に高い部分きていますので、その辺はやはり自主財源をどのくらい確保できるかということに限られてくるわけですので。自主財源の確保をまた、税収が下がるという状況ではありますけれども、何とか将来に道筋をつけていくような方向も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

井上智明君 では、もう1点。病院の全適が先ほど決議されたわけですが、私は保育所の指定管理者制度等々も含めまして、これはいわゆる官と民の協働という姿だと思うのですね、指定管理は。そういうところで人件費の抑制、経費の抑制につながっていると思うのですが、官の悪いところは図体が大きくなればなるほどその意思を決定するまでの間に時間がかかるという大きな欠点があるわけです。できるだけそういう決定権の細分化といたしますか、病院の全適のように小回りの利く、タイムリーな決定ができるという方向にこれからも進んでいっていただきたい。私は希望しています。このことだけは市長に伺っておきます。

市長 そのとおりでありまして、例えば庁内におきましても部長制を敷かせていただいたのは、とにかく部長までの決裁権を上げて、なるべく早くタイムリーにいろいろの手が打てる。副市長も当然上がっておりますし。これで私のところに余り決裁がこないかというところと何か数あるし、よくわかりませんが、ですからそれはそれとして、意思決定のスピード化と細分化。早く上げるという方向は、常に気をつけていかなければならないと思っております。

指定管理等もそういう部分もあるわけです。結局は、運営はそこに1回は任せるわけですから、一々市長の決裁をもらってどうだこうだということはなくなるわけですので。そういうことではそういう面にも非常に貢献をしていただいていると思っております。おっしゃったようにとにかく迅速に、意思決定ができるような体制を絶えず模索していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中沢俊一君 随分関連をするわけですが、市の仕事は一にかかって、一人一人の職員が現場でどれだけ限られた予算で、それ以上の仕事をするかにかかっています。そこで市長に伺いますが、自己評価が始まって2年が過ぎたと思っております。これをいかにそういう職員のスキルアップに生かしていくか、伺いたいと思っております。

市長 これは人事評価制度を正式に変えていこうということで今、試行期間で自己評価、そしてそれをまた上司が評価をしてということをやりました。これは結局、今、議員おっしゃったようにまず自分で自分を評価。目標立ててどこまでできたか。これは当然スキルアップにつながるわけです。これがつながらないということになると、まず

はやる気がないということだと思わざるを得ません。

そして上司の評価がどうでる。そのいろいろな評価によって、結局ある程度、信賞必罰的な部分が出てくるわけですので。結果としては例えば降格とかがある場合にもその理由をきちんと言わなければなりません。ただ、おまえ今度は係長から平だとか、そういうことではないわけですので、例えばですよ。昇級する場合もこういうところに期待をして昇級だと。これは私、課長以上に昇級した皆さんに人事発令の際は常に、ここをあなたには期待をして、やるのだということは申し上げています。部長も同じです。

ですから、この評価制度の評価する側は別にして、自分がこれによって本当にスキルアップしていくのだということを、もっともっとやはり意識づけはしていかなければならないと思っています。まだ、不十分な点はあろうかと思っていますけれども、早くこのことを定着させて人の評価もさることながら、自分できちんとやはり満足して仕事をやれたという、そういう満足感も持てるような人事制度にしていきたいと思っております。

中沢俊一君 全くそうだと思っておりますし、これを自分の能力、目標をつくってここまでやはり自分は高めたいと。そういうことをひとつ投げかけていただきたいと思っています。あわせて市長がいつか直接職員から提言、提案が届くのは年に2件か3件であると。やはりもう少しこれは上げてもらいたい。こわもての市長だけれども、おい何でも持ってきてこいや、というあたりをひとつ徹底していただきたい。これは要望です。

市長 年度中といいますか、例えば私のパソコンのところに提言があるとかというのは非常に少ないです。それから市長室に来て、例えばこれこれこうだというのも非常に少ない。ただ、年に1度の自己申告の際には、割合とつまらんこともありますけれども、書いてくる人もいます。あれはですから行革の方で全部まとめて、そしてそれに対して全部答えを出しているのです。これはこういう提言をもらったけれども、こういう理由で例えばできないとか、これはでは実施に移ってみようとか、今検討を始めたとか。これは全部やっていますので。

自己申告のときが確かあれが一番、とにかく好きなことを書けと言って書いて出すわけですので、それでいいのかもわかりません。何かの提言だよなんて言ってかたちが定まったままですと非常にやりづらいのかもわかりませんので、そういうことをうまく生かしながら、提言を引き出していきたいと思っています。

関 常幸君 主要施策の中で、今のこの経済状況ですし、一般質問の中でも出ておりましたが、雇用対策の件ですけれども。今の企業の中で150名から雇用されるということは、いろいろな事業を使ってやられているわけでありますので、相当大きい数字だと思っております。しかし、この事業はやはり私は緊急避難的のものであるというふうな、ことであるわけでありますので。一般質問の中でも市長が言ったように、製造業の皆さんと会って、補正予算でも新しい技術者が来たら、住宅手当とかそういうものを含めてやりたいというふうな、支援も考えていくというふうなことであります。それはそれでいいわけでありますけれども、私はやはり企業の誘致だと思うのです。

今の基幹病院が計画的になってきて、それに関連をした産業も、市長は土地利用計画も含めて、周辺というのは大和だけではなくて全体も含めて考えていくというようなかたちであります。それをしていくには今の部署では、商工観光課の中の兼務では、私、やはりやりきれないと思うのです。ぜひ、私は今の基幹病院、周辺にした健康産業というのと今の経済需要を考えたときに、やはり私は専門の体制をぜひつくるべきではないかなと。

それは私は市長に聞きたいのですけれども、国体関係と天地人の関係でその二つの推進室と事務局の人数が、ほかの部署に当然割り振られると思いますけれども、私は今この大変なときですので、そういうところに私は手当をするべきではないかなというように思っているのですが、そこらあたりの考えを市長に伺いたいと思います。

市長 今の天地人と国体の職員については、21年度で終了ということをもう見越しておりますので、例えば変な話ですが、その分が浮いたということにはなりません。もうそう思って職員削減も進めておりますから。

ただ、今おっしゃったように企業誘致とかそういうことについては、今、職員がこれに専門に当たっているということはございませんけれども、民間の方に、専門員という方も

あれは何だ、企業誘致何ていう(「推進員」の声あり) 推進員。それとシンガポール帰りの方とか、非常に有力なネットワークを持った方にいろいろお願いしてございます。

こういう状況下ですから、とても今、職員が何のつながりもない部分で、専門で企業誘致なんてこれはでき得ない。やはりある程度コネクション持っている方でないと、という思いでいろいろお願いしてあります。そして当然ですけれども県の東京事務所は、その気になって探していただいているのですけれども、ほとんどないということですが。

ただ、状況を見ていく中で基幹病院の問題は特に重要になってくるのですけれども、これが前には日報に出ていましたが、新潟のどこかのでかい病院がちょっと移った。そこがまたたくまに繁華街といいますか関連業者も出ていく。ですから、その土地利用計画だけはきちんとやっておかないと大変なことになると。そういう記事もありましたので、これは早急にやらせていただきますし。

必要という部分が出てくれば、それは当然専任職を、例えば職員からでなくてもさっきの何ですか特例任用ですか、そういうことも含めて考えていきますので。まだ今はもうちょっと時間をいただきたいところであります。

塩谷寿雄君 一般質問でも結構あったと思うのですが。国と市長とのやり取りということで、地方交付税が4億3,100万円前年度より上がるということですが、その保証とどうかをちょっとお聞きしたいのと。

あと、せっかくこの公共事業をすごく出すので、ぜひ、地元の業者を使っていたきたいと思うのです。以上2点です。

市長 100パーセントの保証はございませんけれども、国の地方交付税の今の予算の内容とか、それから地方財政計画の概要等を見て、まずは間違いのない数字だろうと思っております。ただ、100パーセントの保証はございません。

それから去年から特にこういう状況ですので、特殊な工事以外は全部地元発注させていただいています。ですから、まずはちょっと考えられるのが 今年でいいのか 斎場の解体。これはダイオキシンがまた相当出ますので、これはちょっと専門業者が入らないとだめだと。それからごみの最終処分のヤードの移設ですか、あれもちょっとやはり特殊工法ですので。当然地元の方も一緒になってやっていただくという思いですけれども、地元主体ということにはならないかもわかりませんが。今は数えられるのはそのくらいです。あとは全部地元の皆さんから工事をお願いしたいと、そういう思いです。

岡村雅夫君 今回の予算で財調を取り崩さずに299億円ができたというような話がありますけれども、非常に建設事業が各分野で大変多いなというふうにとらえています。先ほど言われましたように、これが特例債がらみでやっているわけですが、本当にこれがなくなったときにはどれだけの仕事になるのかなというような感じ。ちょっと私心配したところであります。

そういった中で私が常々申し上げている中ですが、今回のちょっと細かい部分というか、考え方をお聞きしたいのが、資料2の18ページですね。企業債の元利償還金という考え方がここに載っているのですが、下水道事業については適正な使用料金以上の収入をもっても充当できない額。要するに起債元金償還と利子償還分ということで、これには基準内繰出という言い方をされています。確かにこれの考え方は、私はいいことだなというふうに思ったわけではありますが、それと同じように上水道ですね、上水道事業債に関してもそういったかたちがあつてしかるべきかなと。

また、先ほど国保の問題もありましたけれども、要するに適正な負担ですよ。可能な負担分をいただいて、そしてあとは行政で一般会計なりで賄っていくという、この考え方がないと、この大変な時期に市民の生活はますます疲弊してしまうのではないかなというふうに思うのです。

やはりこの時期には、市民の負担をなるべく軽くしてやって、そして内需というか要するに安心して次に取り組める、将来が設計できるというようなかたちにしていかなければならないと私は思っているのですけれども、こういった考え方が踏襲できないのかどうか。その辺ひとつお聞きいたします。

市長 下水道も上水道も考え方は同じですよ。基準内繰出というのは。その部分はですね。ただ、議員おっしゃるのは、「負担をどうするか」の声あり）水道料は高いからそれをもっと安くされるように繰り出しをいっぱいにしるとか、国保も国保税が上がるのはうまくないからそこへ一般会計から繰り入れして（「適正な」の声あり）適正なというか、いわゆる値上げ分やそういうことは押さえたらどうだと、こういうことだと思えますが。

国保については先ほど触れましたように、これは全員が国保ということではありませんので、やはり市民合意という部分が必要だろうと。ですから、国保運営審議会の中でやるにしても 新潟市もそうでした。新潟市はもうちょっと確か一般会計から繰り出す分

を少なく盛ってやったのです。値上げを大きく諮問したら、そうしたら審議会の方ではそれはちょっとということで、一般会計からこのくらい出せと。我々もどうなるかわかりませんけれども、そういう議論をきちんとしないと。

やはり国保というのはご承知のように市民の大体半分ですから。半分でもないな3分の1か。(「3分の1です」の声あり)3分の1、失礼。そんなものですから、そういう部分がありますので慎重に対応させていただくということでもあります。水道も、同じですよ、下水も。下水だって高いと言われている今、やはり。水道料が高いから同じですけれども。ですから、そういう部分についても、下水は建設が終わってまさに維持管理の時代に入るときに、新たに本当にこの料金設定でいいのかということをもう1回きちんとやらなければなりません。そうすると当然水道だってそのころはまたですね。今でいいとは思っていませんから、ではどういうことができる。そういうことはきちんと検討していかなければなりません。

決して繰り出しを一切するつもりはないのだとか、そういうことではありませんし、では常に一般会計からの繰り出しで何とか持たせるということも、非常に無理な部分もありますので、その辺をうまくバランスを取りながら、市民の皆さん方から。本当は高いというのを安くできれば、簡単にできればいいのですけれども、そういうことも含めて企業努力もしながらやっていくということでもあります。

岡村雅夫君 国保については3分の1の市民だからという感覚は、ちょっと置かないと。やはり要するに社会保険の方々でも退職すると来るわけですし、ましてまた中途退職して無職になれば来るわけですし、本当に最後の場所なのですよ。行くところがなくなった人ですよ。そういう点からしてみると、やはり考え方というのは、そこを一つ持っていないと3分の1だから負担は少なくていいというようなことでは、繰り入れは少なくていいということでは、私はないと思いますのでひとつ申し添えておきます。

そして私が今ほど申し上げたのは、適正な使用料というのは市民が耐えられる 要するに今耐えているからいいではないかと。ちゃんと収納率80何パーセントだとか90パーセントだという言い方ではなくて、やはりそれがこの市に住んでという要するに・・・私はちょうど魚沼市との境にいますので、そういった比較というのはどうしてもするので。家賃の問題であろうが、そういう質問がありましたよね。そういうことからしてみてもやはり適正 市民はどこまで耐えられるのかなということを常に念頭に置いて、やはりこの600人からの職員もいるわけでありますので、そういうアンテナがそこにあるわけでありますので。そういった考えを率直にやはり職員も言わなければならないと私は思うのです。そういうことが政策にきちんと生きていくというかたちであってほしいというふうに思います。

市長 ご承知のように、いわゆる国民健康保険。それはその皆さん方が税と公費で運営をしているわけですね。そうではない人は別の保険ですよ。そして税金を納めているのです。お互い税金を納めている。ですから、国保の皆さん方が、簡単に言いますと、

別に歳をとったらみんなそこへ入るのだから最後のところだと、そういう意味ではなくて、全く別々の保険制度があってその保険制度にお互い入って、税は一緒に負担しているわけです。その保険税ではなくて一般の税金は。

そうなると、では社会保険に加入していらっしゃる方も、例えばですよ、何かのときに一般会計でやれということにできるのか。そういうことなのです。制度の中での矛盾点がこれは出ますよ。だってそういうことで運営しようといって始まっていて、赤字になっていったから、では一般会計で入れるというのは、これは簡単には。今だって繰り入れしていないわけではなくて、人件費とかそういうことは約2億円ぐらい入れているのかな・・・1億8,000万円か2億円ぐらい入れていますよ。

ですから、それは当然今までの合意の下ですから。新たに例えば保険料を値上げしないためにとか、保険税を上げないためとか、下げるために繰り入れをするということについては、これはきちんとした議論が必要だということを申し上げているわけでありまして。それでいいでしょうか。

岡村雅夫君 国保に特化したようでありますので、私自身は建築国保という一つの団体でやっています。そうした中でやはり負担感というのがあるのです。負担感。要するに国保の算定基準等もあると思うのですけれども、私は建築国保は決して高いと思っていません。それはなぜかという、ほかの保険団体もそうですが、要するに働いている年代がほとんどなのです。そうした方々は余りお医者さんにかからないのです。働き盛りの方々というのは、いいですか。要するにそこが違うのです。

ですから、私はなかなか無職の方も、あるいはなかなか低所得者の方々、あるいは自営業の方々がこうして入っておられるということは、やはり加味していいのではないかと、こういうことを言ったわけでありまして。以上です。

市長 それぞれに制度がありまして、それは年齢がある意味では偏ったり所得的にそう安定的な所得の方がいらっしゃるとは思っていません。でも、高い方もいらっしゃいます。低い方もいらっしゃいます。国保の運営はどうしているかといいますと、税金でしょう、それから国費でしょう。皆さんからいただく税金です。それから安定基盤というのは、ほかの保険者がみんな拠出しあったお金をそこへ出すわけですから。みんな均等に負担しているのです、負担を。

私たちの保険も 私たちは共済組合か。皆さん方のところも。そして国保の運営はやはり大変だから、そこにへはちゃんと基盤安定基金の中から出そうと、こうやっているわけですから、そこはきちんと置いて、なおかつ、なおかつ非常に運営が困ると。相当の

どこまでが耐えられるかというのはこれからの議論にして、とても大変なことだという議論が出てくるようであれば、こういうことをやらなければならないということを今申し上げたので。全く論点が岡村さん、これ前からすれ違いですよ、それは。国保だけが何かものすごく悪い状況に置かれているというのは、そうではないのですから。ちゃんとほかの皆さん方も一定の負担をしながら国保運営もやっているということもご理解いただきたい

い、そういうことです。

副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、予算全般にわたる質疑を終わります。

副 議 長 次に歳入に対する質疑に入りますが、これからまた時間的に結構長くなりますので、今日はここでお諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日の次の本会議は次週3月15日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後3時52分)